

まちが好き 共に生きて  
笑顔あふれる やまつりまち

# 第6次 矢祭町総合計画

2021 ~ 2026

令和3年2月



福島県矢祭町





## 町長あいさつ

本町は、平成28年に策定した第5次矢祭町総合計画に基づき、まちの将来像「人が輝き まちが輝き 明日に輝く やまつり町」の実現に向けて、多様化・高度化する町民ニーズに対応すべく、各種子育て支援策や郷土への誇りと愛情を育む教育環境の充実、福祉の向上を図るための保健福祉センターや軽費老人ホームの建設、県立自然公園矢祭山における「あゆのつり橋周辺親水広場整備事業」や自然災害からの復旧・復興など、様々な施策や事業を推進して参りました。



この間、我が国の社会経済情勢や本町を取り巻く環境は、目まぐるしく変化し、人口減少や少子・超高齢化の進行、新型コロナウイルス感染症や頻発する自然災害を背景とした安全・安心に対する意識の高まり、地球規模での環境問題の深刻化、さらには、ICT（情報通信技術）の急速な進展など、急ぎ対応しなければならない課題も尚一層顕在化しています。

こうした中で、先人の英知とたゆまぬ努力により紡いできた長い歴史と豊かな文化、そして、美しい自然環境を受け継ぎ、ふるさと矢祭に「住んでみたい、住み続けたい」と思えるよう、本町が進むべき方向性を明らかにし、今後5年間のまちづくりの指針となる「第6次矢祭町総合計画」を策定しました。

本計画では、「まちが好き 共に生きて 笑顔あふれる やまつりまち」を目指すべき将来像に掲げ、6つの重点目標「協働のまちづくりの推進」、「未来にはばたく子どもが育つ地域づくりの推進」、「助け合い、健やかに暮らせるまちづくりの推進」、「安全・安心、快適な生活環境づくりの推進」、「地域の魅力を活かした産業の振興」、「地域を愛する人材の育成、郷土教育の推進」を設定し、各分野において、それぞれの課題への対応と改善策の強化を図るための事業を展開し、持続可能なまちづくりに全力で取り組んで参ります。

これからの「まちづくり」は、町民、地域、行政が一体となって、共に創り上げていくことが重要です。多様な主体が相互にその特性や役割を認識し、尊重し合いながら、対等な立場で共通の目的を達成するために協力するという「協働の精神」は、真の地方創生につながるものと考えます。今後も町民の皆様と協力・連携を図りながら、「夢をもって子育てができ、お年寄りが尊敬され、誰もが健康で安心して暮らせるまちづくり」を一步一步着実に進めて参りたいと思いますので、変わらぬご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力賜りました総合計画審議会や町議会の皆様、アンケートなどで貴重なご意見をお寄せいただきました多くの町民の皆様にご心から御礼を申し上げ挨拶といたします。

令和3年2月

矢祭町長 佐川正一郎



# 目次

第1章 総合計画の概要.....	1
1. 第6次総合計画策定の背景と目的.....	1
第2章 総合計画の構成と期間.....	2
1. 計画の構成.....	2
2. 計画の期間.....	3
第3章 矢祭町の概況.....	4
1. 位置・地勢.....	4
2. まちの歩み.....	4
3. 社会・経済的背景.....	5
4. 国内の社会経済動向.....	10
第4章 町民の意識.....	12
1. 中学生の意識.....	13
2. 町民の意識.....	14
第5章 基本構想.....	19
1. 矢祭町の将来像.....	19
2. まちづくりの基本理念.....	19
3. 今後のまちづくりに向けた重点目標.....	20
第6章 基本計画.....	22
1. 基本計画の位置づけ.....	22
2. 基本計画の計画期間.....	22
3. 基本計画の構成.....	22
4. 関連図.....	24

第7章 実施計画.....	25
1. 行財政分野～町民参加と協働でつくるみんなのまちづくり～ .....	25
2. 教育・生涯学習分野～文化向上に ICT を駆使した、広い世界と繋がる教育環境づくり～ ....	31
3. 保健・福祉分野～子どもから大人まで誰もが幸せに暮らせるまちづくり～ .....	42
4. 生活環境分野～安全・安心に暮らし続けられるまちづくり～ .....	52
5. 生活基盤分野～快適さと利便性をもつまちづくり～ .....	57
6. 産業・雇用分野～賑わいを生む、ここにしかない魅力あるまちづくり～ .....	65
資料編.....	73

---

---

# 第1章 総合計画の概要

---

---

## 1. 第6次総合計画策定の背景と目的

最上位の行政計画に位置づけられる総合計画は、本町の目指すべき将来像を示し、それを実現していくための総合的かつ計画的なまちづくりの指針となるものです。本町では、平成27年度に、平成28年度から令和2年度までを計画期間とする「第5次矢祭町総合計画」を策定し、「人が輝き まちが輝き 明日に輝く やまつり町」を将来像として掲げ、様々な分野の施策を積極的に推進してきました。そして、平成30年度には、「第5次矢祭町総合計画見直し計画」を策定し、町民の皆さんとともに、「安全・安心を更に追求し、笑顔とおもいやりにあふれ、これからも住み続けたい」まちを創り上げていくための施策を推進してきました。

この間にも、全国的な人口減少と少子高齢化の進展、人口の東京圏への一極集中の流れ、台風や局地的な豪雨による自然災害の多発化など、社会経済情勢は変化してきており、本町においても、人口減少や少子高齢化の進行、台風による被害の発生等の影響がみられます。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故から約10年となる現在も風評被害等の影響が残る状況となっています。

さらに、令和元年12月頃から新型コロナウイルスが流行し、今もなお感染者が出ており、今後の「生活様式」や「人と人とのつながり」がこれまでとは違う形になっていくことが予想されます。

こうした中、令和2年度末に「第5次矢祭町総合計画」の計画期間が満了を迎えることから、新たに令和3年度から令和7年度までの5カ年を計画期間とした「第6次矢祭町総合計画」（以下、「本計画」という）を、矢祭町における施策を今後も効果的に進めていくための指針として策定します。

---

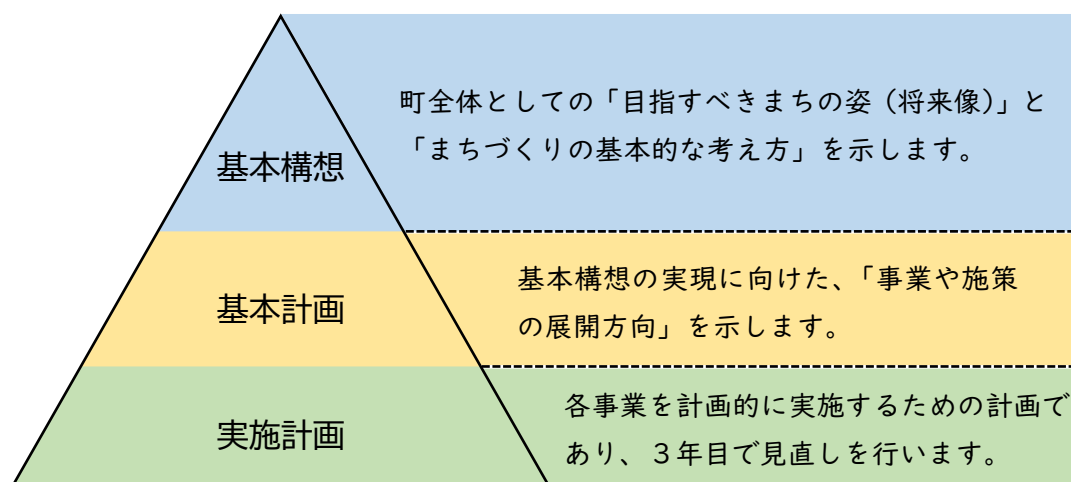
## 第2章 総合計画の構成と期間

---

### 1. 計画の構成

第6次矢祭町総合計画は、目標とその実現に向けた取組みの方針・内容を分かりやすく示すため、基本構想－基本計画－実施計画の3層で構成しています。

第6次総合計画の構成



#### (1) 基本構想

令和3年度から令和7年度までの5年間を見据えた中で、町全体として目指すべきまちの姿（将来像）と、全ての分野にわたって共通するまちづくりの基本的な考え方（理念）、主たるまちづくり重点目標を定めます。

#### (2) 基本計画

基本構想を実現するため、骨格となるまちづくりの方針（施策）及びこれを推進するための基本的事業を定めます。

また、社会経済情勢やまちづくりに対するニーズの変化、国・県の動向等、さまざまな変化に柔軟に対応できるよう、施策の展開方向を示します。

#### (3) 実施計画

基本計画を受けて、その目標達成に向けた個別事業を計画的に実施するために位置づけるもので、予算編成の基礎資料となるものです。

基本構想は長期的な計画であるのに対し、実施計画は財政状況や社会経済情勢の変化等に対応するため、5年間の事業計画を作成して3年目に見直しを行います。



## 2. 計画の期間

本計画の計画期間は令和3年度から令和7年度の5年間とします。

また、社会情勢等の急激な変化に対しては弾力的に対応します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
基本構想	→				
基本計画	→				
実施計画	→			→	

3年目に見直し

---

---

## 第3章 矢祭町の概況

---

---

### 1. 位置・地勢

#### (1) 位置

本町は、福島県の最南端、東経 140 度 25 分、北緯 36 度 52 分に位置しています。南は茨城県常陸太田市・大子町、北は本県塙町に接し、主要都市までは、白河市へ 42km、日立市へ 48km、郡山市へ 70km、水戸市へ 74km、宇都宮市へ 82km、いわき市へ 90km、福島市へ 130km の距離にあります。

町域は東西 21.5km、南北 15.5km で面積は 118.27 km<sup>2</sup>を有し、東に阿武隈山系、西は八溝山系が分水嶺をなし、ここから発する支流は町の中央を南流する一級河川久慈川へと合流し、太平洋へと注ぎこんでいます。

#### (2) 地勢

地勢は久慈川流域に広がる標高 155～200m の平坦地域と阿武隈山系に属する標高 400～650m の山間地域に大別され、耕地率 6.4%、林野率 79.5%となっています。

気候は、太平洋側気候に属するため、比較的温暖で積雪は少なく、年平均気温は平坦地域で 16℃ですが、山間地域では山岳気象の影響を受けることもあり 12℃と冷涼です。また、年間降雨量は 1,200～1,500mm と森林や農作物の育成環境としては好条件といえます。

### 2. まちの歩み

当地方は古代「東夷」とよばれ、その後「陸奥の国」となり、奈良時代には「高野郷」と称されるようになりました。その後の所属配置については幾多の変遷があり、享保 14 年（1729 年）からは幕府直轄御領に入れられ、明治維新を迎えます。

明治 4 年の廃藩置県の際、棚倉県に属し、間もなく磐前県となり、明治 9 年に福島県に編入されます。昭和 30 年 3 月 31 日、町村合併促進法の施行に基づき、豊里村と高城村の南部（大字関岡、内川、茗荷）が合併して「矢祭村」が発足。その後、昭和 32 年に塙町に合併されていた旧石井村の 3 地区（大字中石井、下石井、戸塚）が矢祭村に編入され、昭和 38 年 1 月 1 日、町制施行により矢祭町となりました。

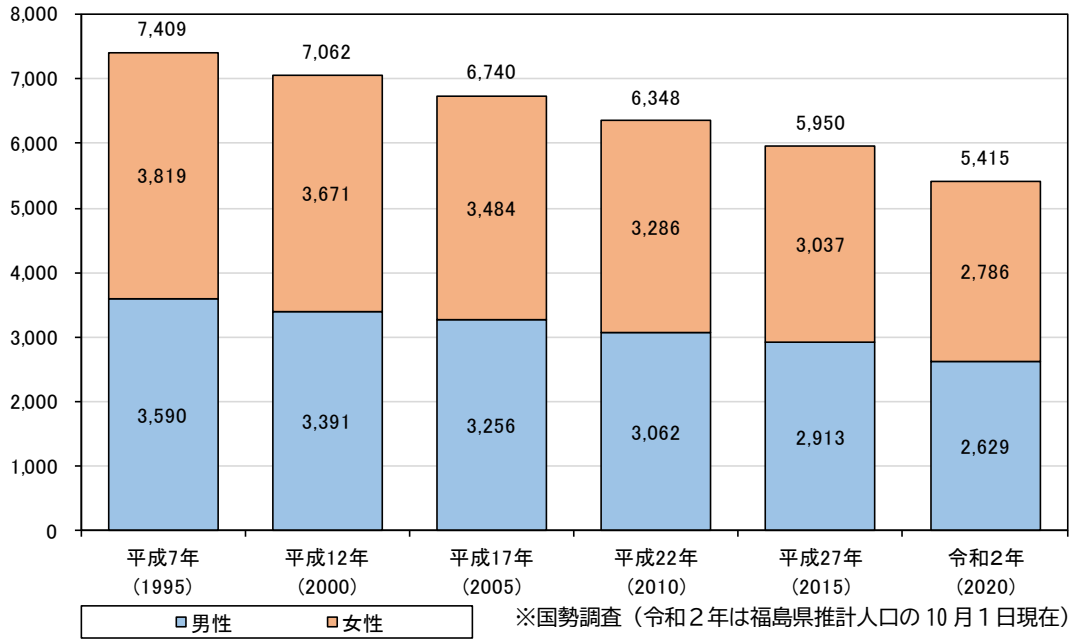
平成 13 年、町議会は「市町村合併をしない矢祭町宣言」を決議、現在に至っています。

### 3. 社会・経済的背景

#### (1) 人口の現状

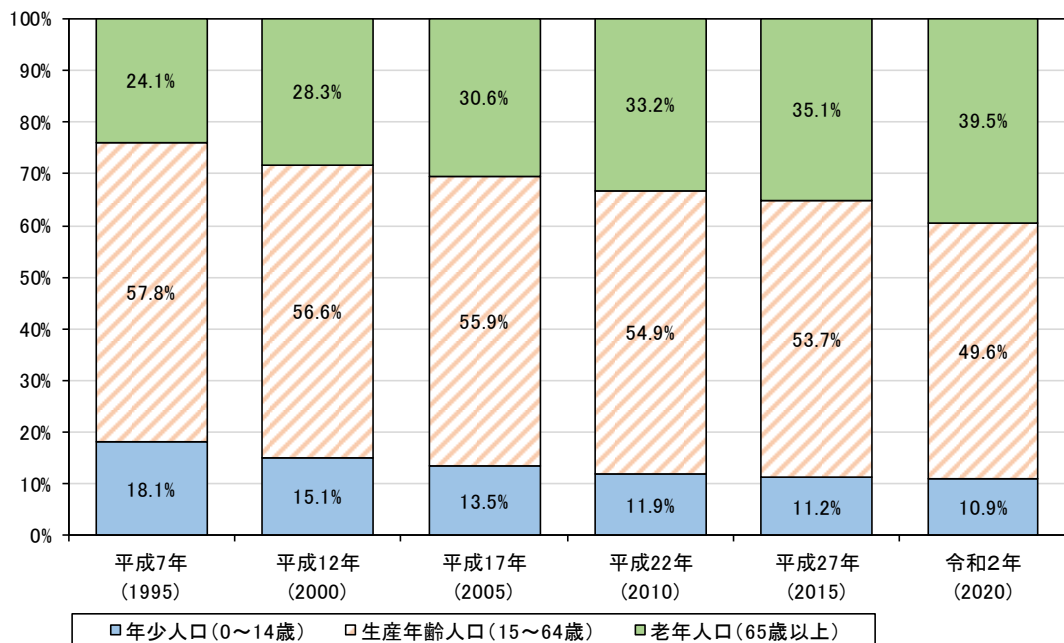
本町の人口は減少傾向で推移しており、平成27年の国勢調査では5,950人、令和2年10月1日時点での福島県推計人口では、5,415人となっています。

男女別人口の推移



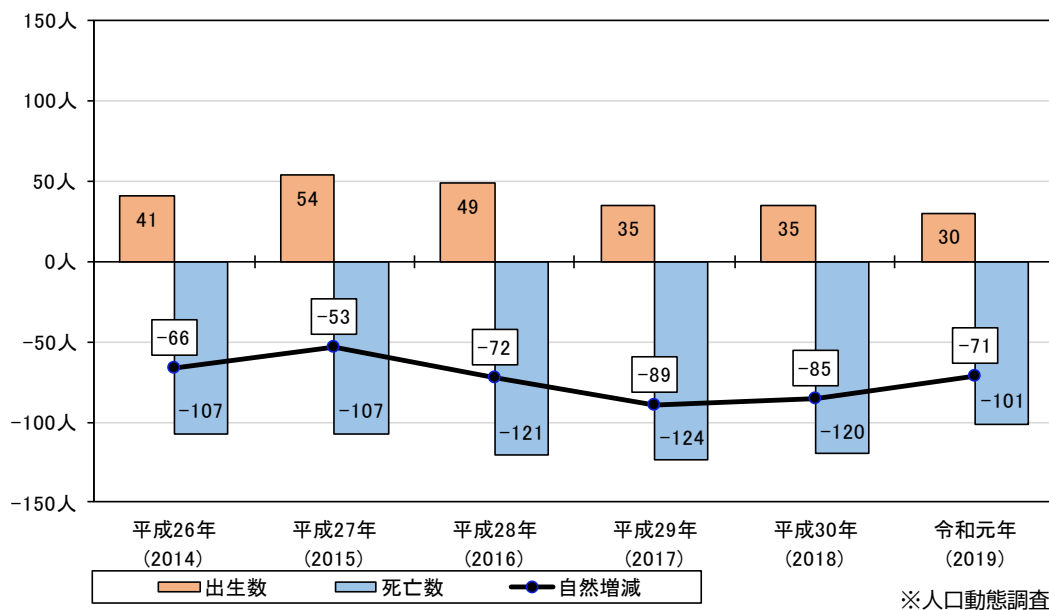
本町の年齢3区別の人口構造をみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）の割合は減少傾向であるのに対し、老年人口（65歳以上）は増加傾向となっており、少子高齢化が進行しています。

年齢3区別人口構造の推移



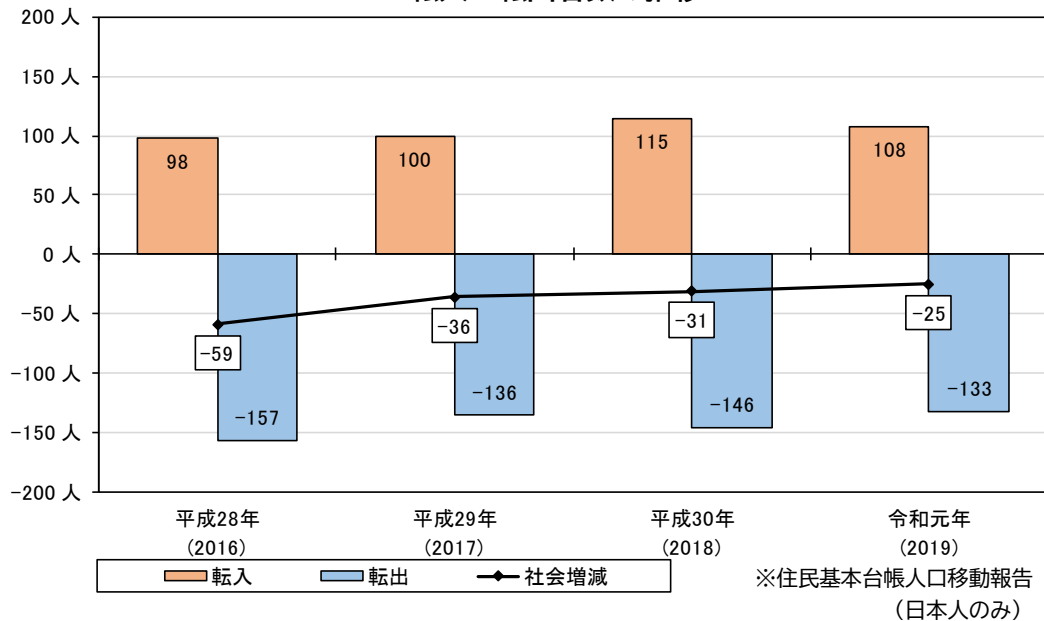
本町の出生数、死亡者数は、増減を繰り返し推移していますが、一貫して自然減（出生数より死亡者数が多い）となっています。

出生・死亡者数の推移



本町の転入者数、転出者数は、増減を繰り返し推移しており、一貫して社会減（転入者数より転出者数が多い）となっていますが、減少は縮小しています。

転入・転出者数の推移

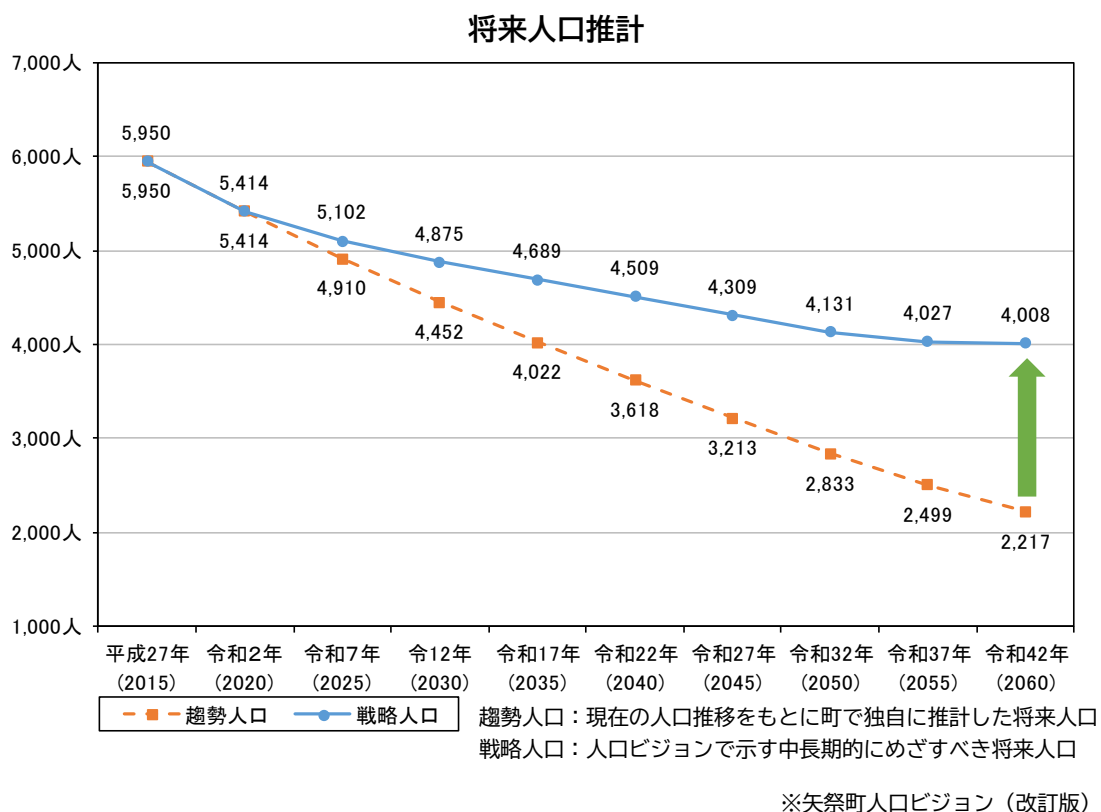


## (2) 将来人口の見通し

今後の本町の人口は、令和 22 (2040) 年には 3,618 人程度、さらに令和 42 (2060) 年には 2,217 人程度と、他の多くの地方の自治体同様、減少していくことが見込まれています。

この本町における人口減少に対応するため、中長期的にめざすべき将来人口規模(戦略人口)や将来の展望を示す矢祭町人口ビジョンと、戦略人口の達成に向けた5年間の取組みを示す矢祭町総合戦略を策定しています。

また、この取組みを進めるにあたっては、人口問題における規模の問題と並ぶ課題である、人口の年齢構造の健全化、すなわち少子高齢化への対応を進めることも必要になります。



### (3) 交通

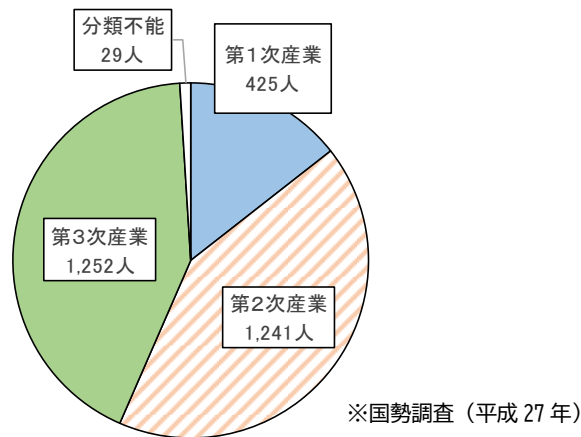
本町の交通は、久慈川に沿うようにJR水郡線が並走し、南は水戸駅から常磐線に、北は郡山駅から東北新幹線に接続しており、町の中心にある東館駅は、水戸駅と郡山駅のほぼ中間に位置しています。このJR水郡線と並行して国道118号が走り、さらに国道349号が阿武隈山系を縦断しており、東北自動車道矢吹ICへ約1時間、常磐自動車道那珂ICへも約1時間の距離にあります。

### (4) 産業

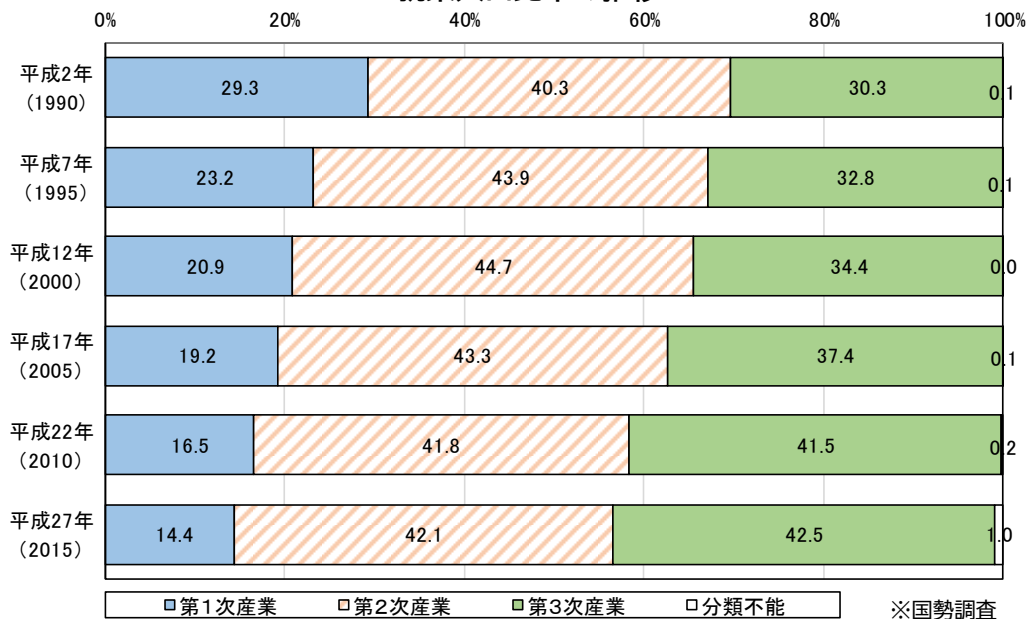
本町の産業3部門別就業者構成比の推移をみると、第1次産業は減少傾向で推移し、平成27年には14.4%となっています。

第2次産業は増減を繰り返し推移、第3次産業は増加傾向で推移し、平成27年では第2次産業が42.1%、第3次産業が42.5%と同程度の割合となっています。

平成27年産業別就業者数



就業人口比率の推移



## 【農業】

水と緑に恵まれた自然環境のもと、本町では、地域の特性を活かした特色ある農業が営まれています。このうち久慈川流域に広がる肥沃な土地では、水稻を中心に、いちご・花卉等を中心とした農産物の生産が行われています。

農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化の進行と後継者や担い手不足、農産物の価格低迷等の課題がみられ、本町においても中山間地域を中心に耕作放棄地が増加する状況となっています。

## 【商業】

本町の商業の中心である商店街は年々衰退傾向にあり、空き店舗が増えている状況です。

高齢化が進行している本町では、自動車を運転できなくなった際にも身近な地域で買い物ができることは重要であり、近隣住民が交流する地域コミュニティの場としての商店街の残存は地域での支え合いや子育て支援としても有効であるため、商店街利用者のニーズを踏まえつつ、その再生・活用に向け、地域に密着した取組みを促進する必要があります。

## 【観光】

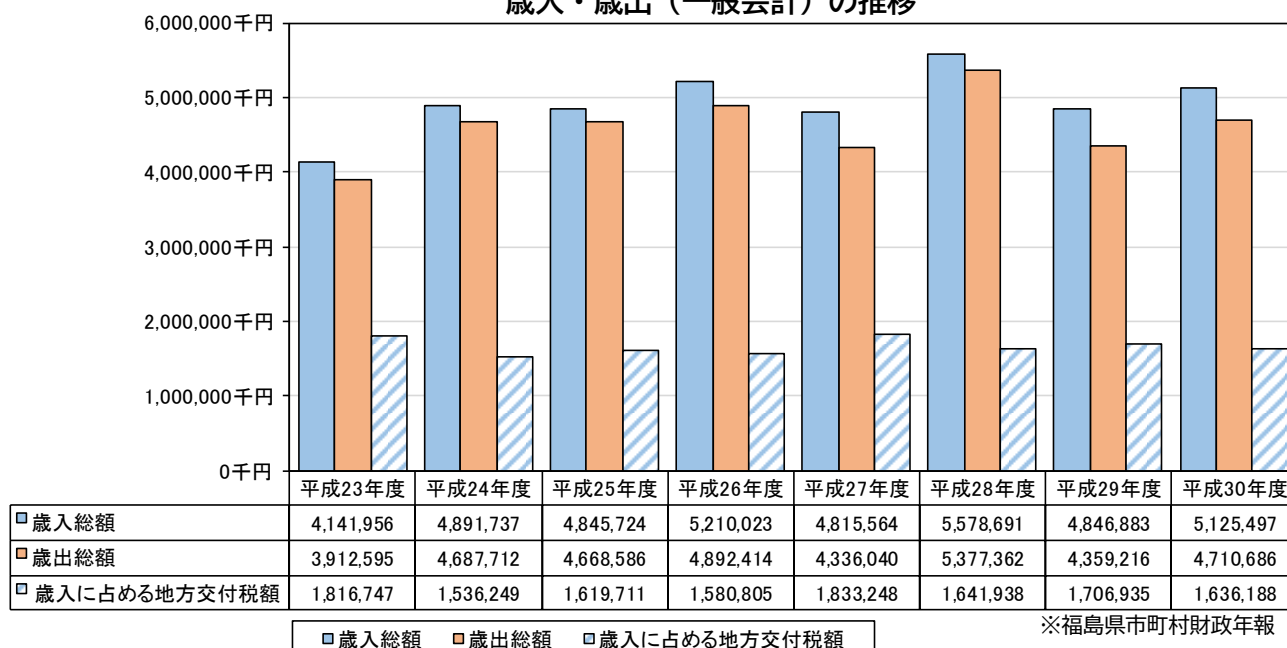
本町には、福島県天然記念物に指定されている戸津辺の桜、滝川渓谷、奥久慈県立自然公園矢祭山等の長い歴史と風土に培われてきた四季折々の豊かな自然環境や歴史的文化的遺産等の観光資源が分布しています。

観光の活性化は、地域の経済活性化にも繋がるため、地元農産物を含めた多彩な地域資源をさらに磨き上げ、付加価値を高めるとともに、その魅力を広く情報発信することで本町のブランド力を高めることは重要で、他都市との人的・物的交流の促進や地場製品の消費拡大を図り、町外から多くの人々と消費を引き込む取組みが必要です。

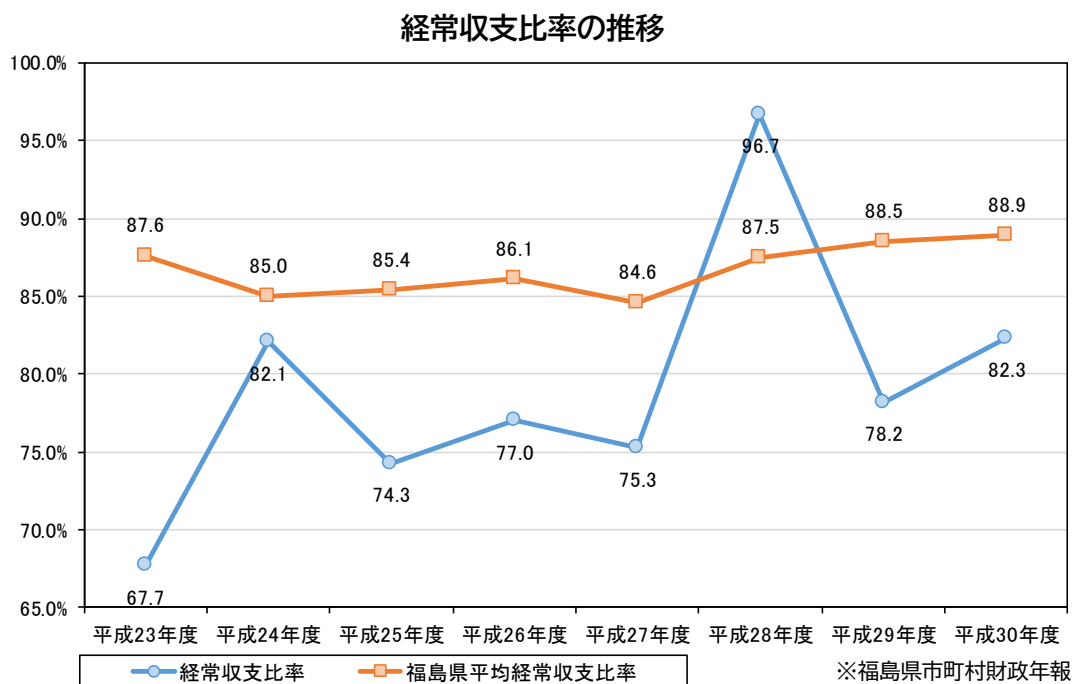
## (5) 行財政

本町は、歳入の多くを地方交付税等の依存財源に頼っています。

歳入・歳出（一般会計）の推移



本町の財政の構造の弾力性を判断する指標である経常収支比率（高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す）は、平成28年度を除き、福島県平均を下回っている状況です。



## 4. 国内の社会経済動向

### (1) 本格的な人口減少・超高齢社会のまちづくりの推進

国立社会保障・人口問題研究所が平成29年に行った将来推計人口によると、日本の将来人口は、平成27年の1億2,709万人から令和47年には8,808万人と、今後50年間でおよそ3割減少するものと推計され、高齢化率は平成27年の26.6%から、団塊の世代が75歳以上になる令和7年には30.0%、令和47年には38.4%に上昇するものと推計されています。

この人口減少・少子高齢化の進行による、働き手である生産年齢人口の減少、それに伴う経済規模の縮小、社会保障制度と財政の持続可能性のリスクの高まり、ひいては社会の活力の低下などが懸念されており、国は地方創生と、地方への人の流れをつくるための取組みを進め、本町においても、地域の特性を踏まえた「矢祭町人口ビジョン」と「矢祭町総合戦略」を策定し、これに基づく人口減少対策としての施策の推進を図っています。

### (2) 地球環境の保全と環境対策の推進

平成27年にパリで開かれた、温室効果ガス削減に関する国際的取り決めを話し合う「国連気候変動枠組条約締約国会議(COP21)」において採択された「パリ協定」のもと、各国において温室効果ガスの排出削減を目指し、地球温暖化に対する取組が進められています。また、海洋プラスチックごみ問題、森林火災など、世界的に環境問題が深刻化しているなか、日本においても環境保全を推進することは重要な取組みの1つといえます。

持続可能な社会づくりに向けた、より一層の資源の再利用・再資源化の推進、循環型社会の構築、環境保全の推進と自然との共生への取組が必要です。



### (3) 地域での助け合い、地域コミュニティの再生・強化の推進

人口減少や少子高齢社会、世帯規模の縮小、プライバシー重視社会の進展等を背景に、全国的に地域社会における人と人とのつながりや、支え合い・助け合いの意識が希薄化しており、孤立死やひきこもり等の社会的孤立、虐待などの課題が顕在化するなど、地域コミュニティの機能の低下が進んでいます。

制度・分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながる「地域共生社会」の実現が求められます。

### (4) 安全・安心のまちづくりの推進

近年、大型台風や集中豪雨による被害が多発しており、自然災害に対する不安が高まっています。また、子どもや高齢者を狙ったインターネット・SNSによる犯罪被害、交通事故など、身近に発生する可能性のある事件や事故への不安は尽きず、また近年では、新型コロナウイルスの流行が発生するなど、安全・安心に関する課題は多様化・複雑化しています。

このように、安全・安心対策への取組みへの関心が高まっている中、地域において安全・安心に暮らし続けられるまちづくりが求められています。

### (5) ICT技術やAI等の高度情報技術活用の推進

ICTで全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、知識や情報の共有による分野横断的な連携を可能にする Society 5.0の実現に向けた高度情報技術の進展が図られる中、まちづくりにおいてもそういった技術を活用していくことは重要です。

新型コロナウイルスの流行により、テレワークやサテライトオフィスといった柔軟な働き方の多様化は今後更に進んでいくことが想定されるため、ICT技術やAI等の高度情報技術の経済・産業への多方面にわたる有用な活用を視野に入れた取組みを推進する必要があります。

## 第4章 町民の意識

本町がめざすべき将来像を描くには、住民のニーズ等を把握することが不可欠であることから、「第6次矢祭町総合計画」及び「第2次矢祭町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に当たり、まちづくりに関する「中学生アンケート調査」及び「町民アンケート調査」を実施しました。

調査実施の概要は以下の通りです。

### 【調査対象及び調査の方法】

調査対象	配布・回収方法	配布期間
16歳以上75歳未満の町民 (1世帯につき1票)	郵送配布・回収	令和2年7月1日～ 令和2年7月31日
矢祭中学校に通う生徒 (1・2・3年生)	学校配布・回収	令和2年6月15日～ 令和2年6月30日

### 【配布・回収状況】

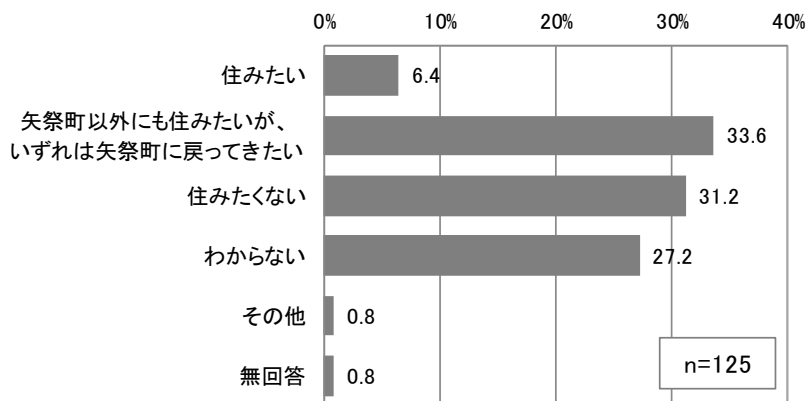
調査	配布数	回収数		回収率
		有効回収数	白票	
町民アンケート	1,674票	770票	1票	46.1%
中学生アンケート	127票	125票	2票	100.0%

# 1. 中学生の意識

## (1) 定住意向

「矢祭町以外にも住みたいが、いずれは矢祭町に戻ってきたい」が33.6%と最も多く、「住みたい」と合わせると、40.0%となっています。一方、「住みたくない」は31.2%となっています。

■将来、矢祭町に住みたいと思うか

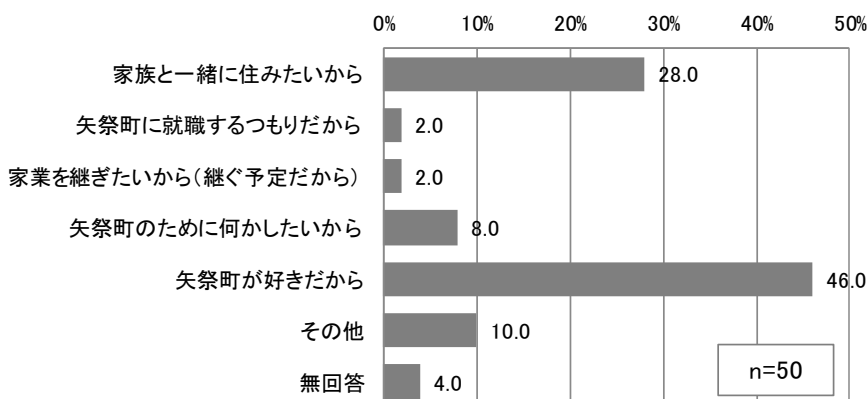


※ n は回答者数 (以下同様)

## (2) 将来、矢祭町に住みたい・戻ってきたい理由【住みたい・戻ってきたい方限定】

「矢祭町が好きだから」が46.0%と最も多く、次いで「家族と一緒に住みたいから」が28.0%となっています。

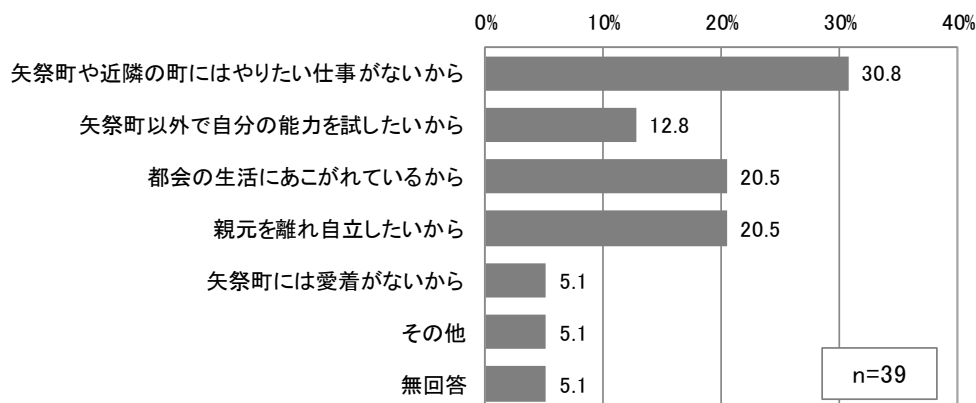
■矢祭町に住みたい理由



## (3) 将来、矢祭町に住みたくない理由【住みたくない方限定】

「矢祭町や近隣の町にはやりたい仕事がないから」が30.8%と最も多く、次いで「都会の生活にあこがれているから」「親元を離れ自立したいから」が20.5%となっています。

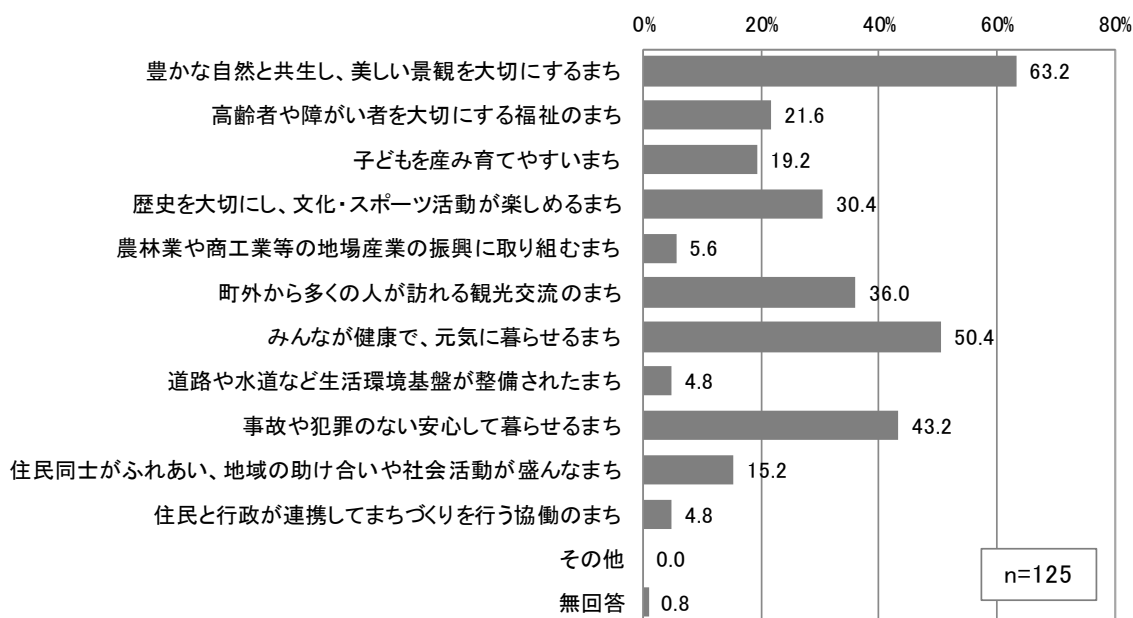
■矢祭町に住みたくない理由



#### (4) 矢祭町に期待する将来の町の姿

「豊かな自然と共生し、美しい景観を大切にするまち」が63.2%と最も多く、次いで「みんなが健康で、元気に暮らせるまち」が50.4%、「事故や犯罪のない安心して暮らせるまち」が43.2%となっています。

■ 矢祭町がどのような町になることを期待しているか

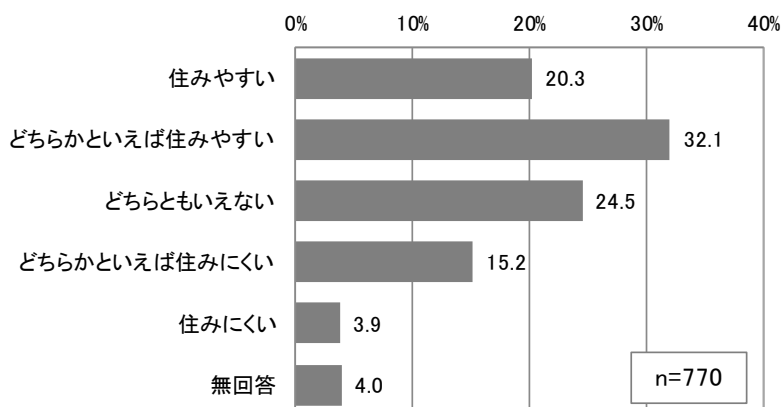


## 2. 町民の意識

### (1) 矢祭町の住みやすさ

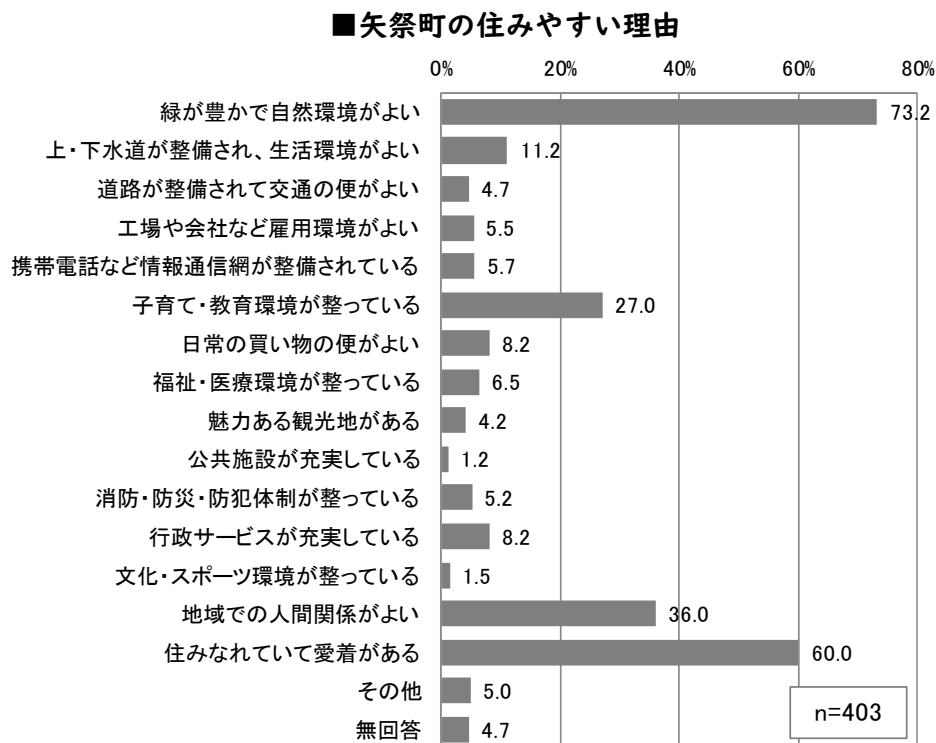
「住みやすい」と「どちらかといえば住みやすい」を合わせた『住みやすい』は52.4%となっており、「どちらかといえば住みにくい」と「住みにくい」を合わせた『住みにくい』の19.1%を大きく上回っています。

■ 矢祭町は住みやすいか



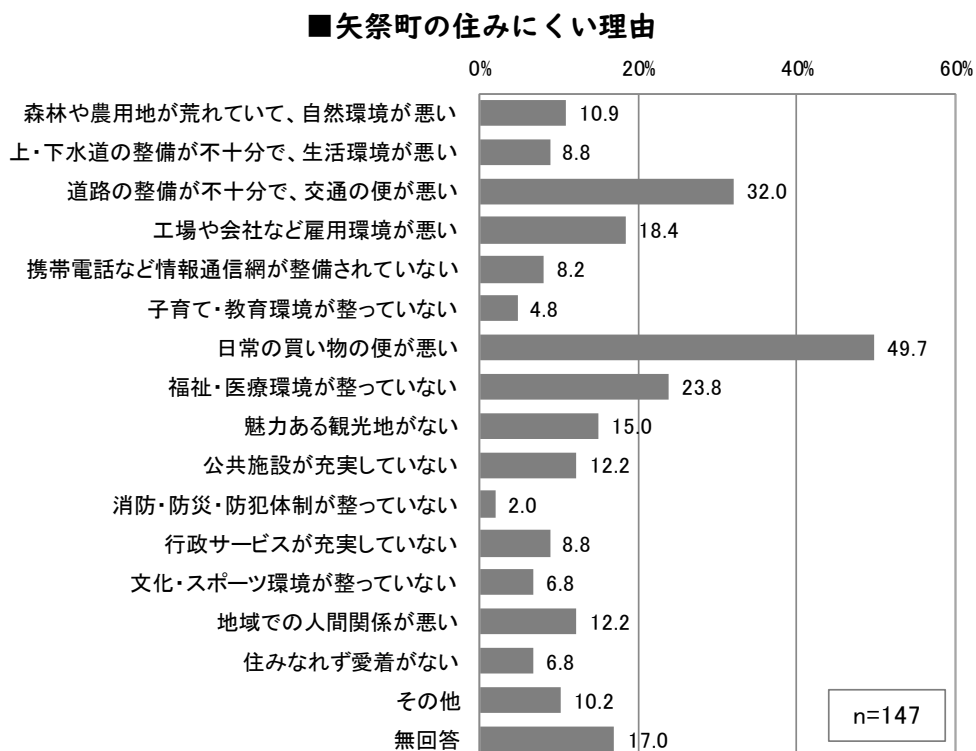
## (2) 矢祭町の住みやすい理由【住みやすい方限定】

「緑が豊かで自然環境がよい」が73.2%と最も多く、次いで「住みなれていて愛着がある」が60.0%、「地域での人間関係がよい」が36.0%となっています。



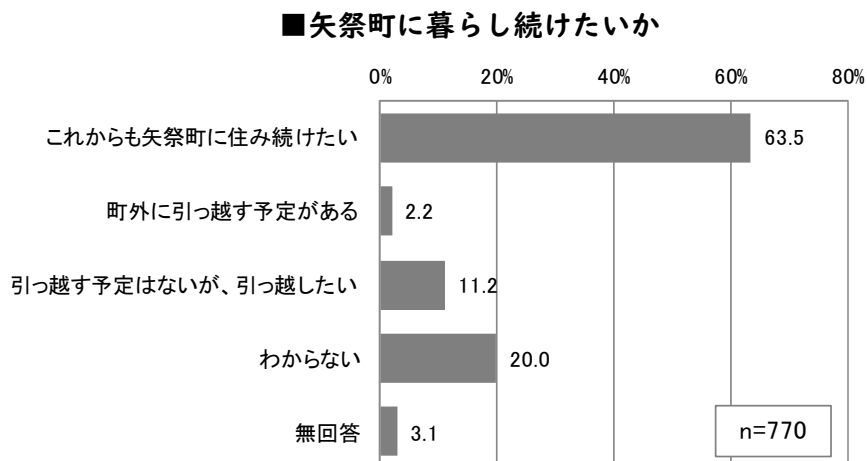
## (3) 矢祭町の住みにくい理由【住みにくい方限定】

「日常の買い物の便が悪い」が49.7%と最も多く、次いで「道路の整備が不十分で、交通の便が悪い」が32.0%、「福祉・医療環境が整っていない」が23.8%となっています。



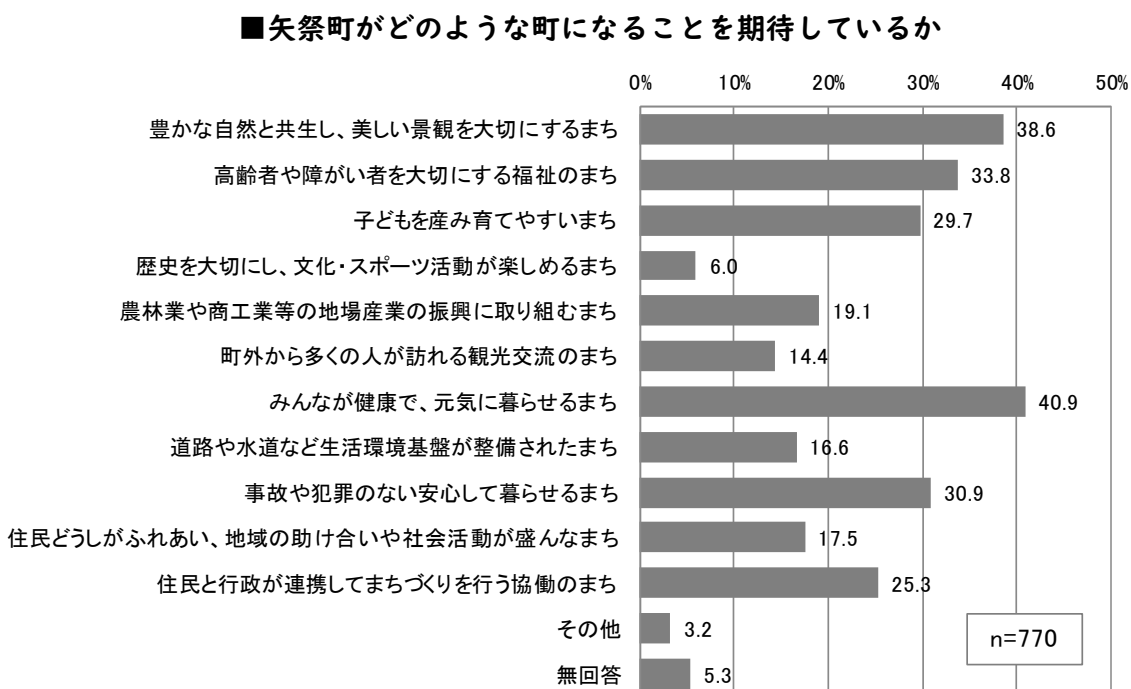
#### (4) 定住意向

「これからも矢祭町に住み続けたい」が63.5%と最も多く、次いで「わからない」が20.0%、「引っ越し予定はないが、引っ越したい」が11.2%となっています。



#### (5) 矢祭町に期待する将来の町の姿

「みんなが健康で、元気に暮らせるまち」が40.9%と最も多く、次いで「豊かな自然と共生し、美しい景観を大切にするまち」が38.6%、「高齢者や障がい者を大切にする福祉のまち」が33.8%となっています。

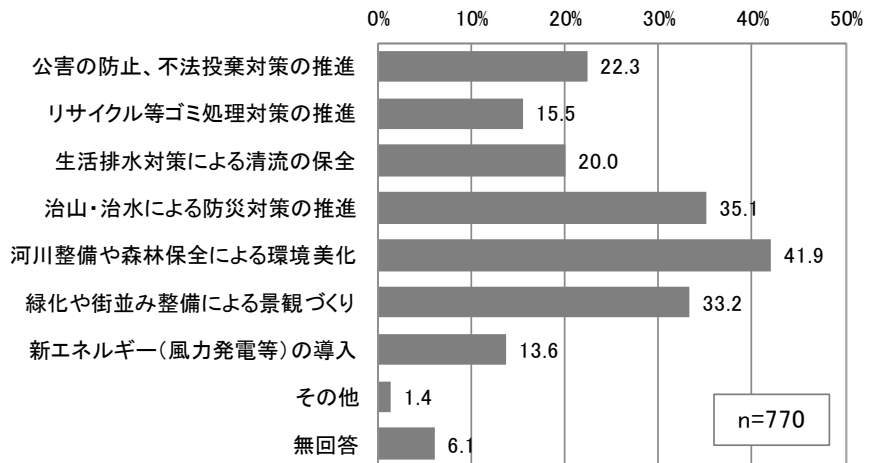


## (6) 今後、重点をおくべき施策

### 【自然環境分野】

「河川整備や森林保全による環境美化」が41.9%と最も多く、次いで「治山・治水による防災対策の推進」が35.1%、「緑化や街並み整備による景観づくり」が33.2%となっています。

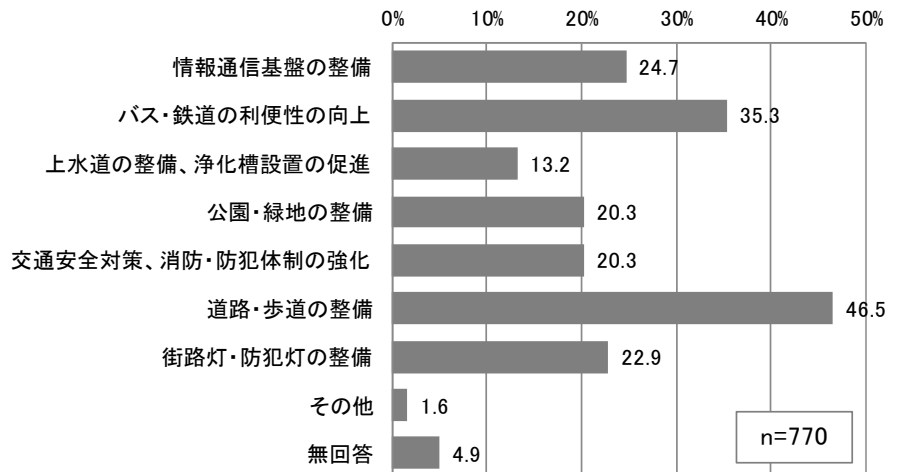
#### ■自然環境分野で重点をおくべき施策



### 【生活基盤分野】

「道路・歩道の整備」が46.5%と最も多く、次いで「バス・鉄道の利便性の向上」が35.3%、「情報通信基盤の整備」が24.7%となっています。

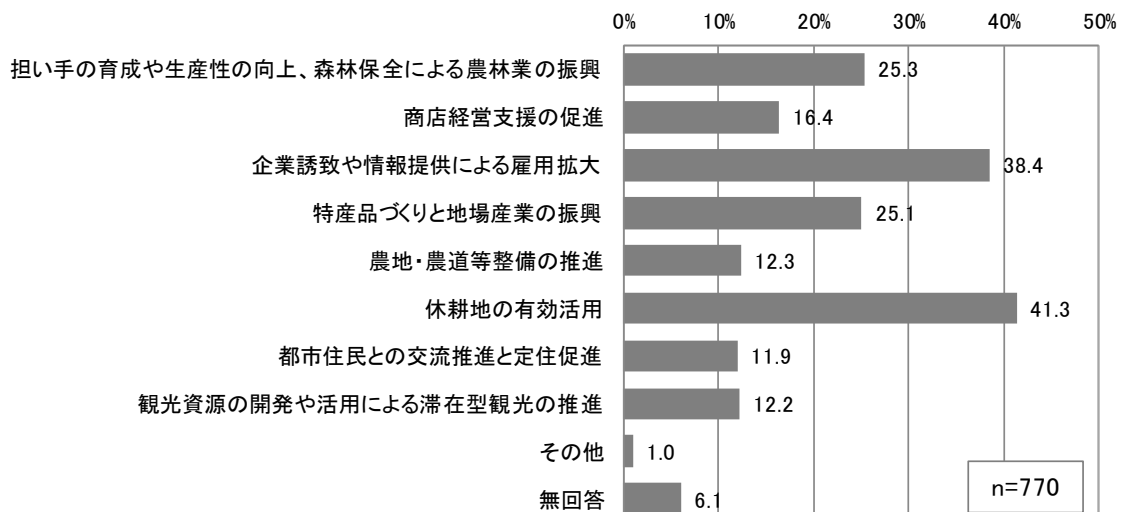
#### ■生活基盤分野で重点をおくべき施策



### 【産業振興分野】

「休耕地の有効活用」が41.3%と最も多く、次いで「企業誘致や情報提供による雇用拡大」が38.4%、「担い手の育成や生産性の向上、森林保全による農林業の振興」が25.3%となっています。

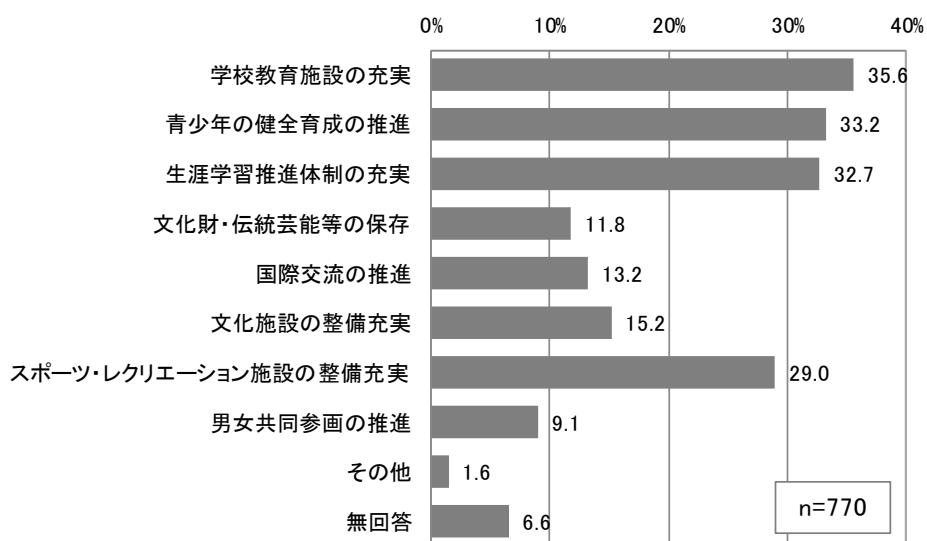
#### ■産業振興分野で重点をおくべき施策



## 【教育・生涯学習分野】

「学校教育施設の充実」が35.6%と最も多く、次いで「青少年の健全育成の推進」が33.2%、「生涯学習推進体制の充実」が32.7%となっています。

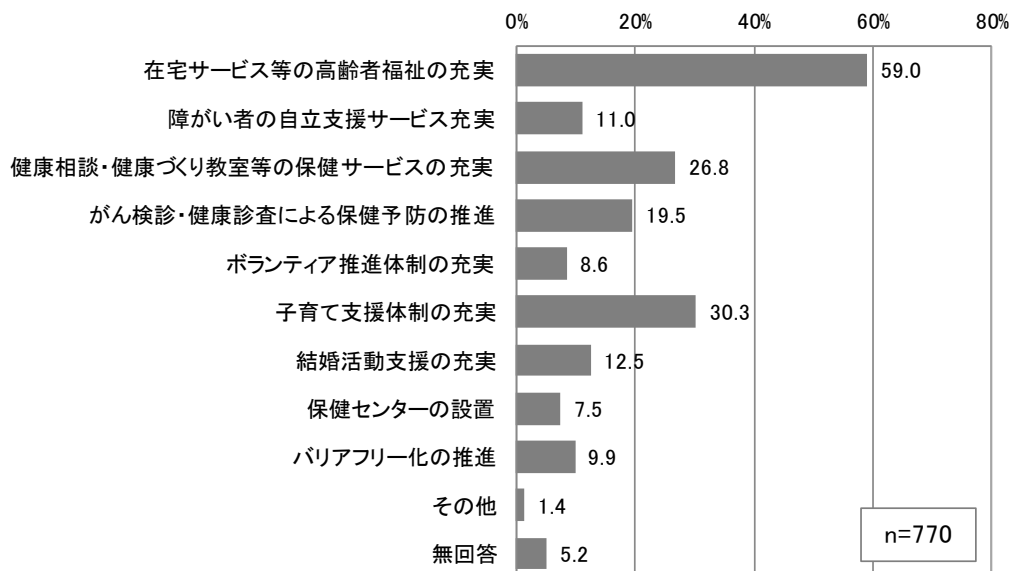
### ■教育・生涯学習分野で重点をおくべき施策



## 【健康福祉分野】

「在宅サービス等の高齢者福祉の充実」が59.0%と最も多く、次いで「子育て支援体制の充実」が30.3%、「健康相談・健康づくり教室等の保健サービスの充実」が26.8%となっています。

### ■健康福祉分野で重点をおくべき施策





---

## 第5章 基本構想

---

### 1. 矢祭町の将来像

豊かな自然の中で、子どもたちがのびのびと育ち、地域に見守られながら安心して子育てができ、そして、高齢になっても安心して住み続けられるようなまちを目指します。また、矢祭町に住む誰もがいきいきと活躍し、心豊かに生活を送れるようなまちを目指します。

さらに、町民一人ひとりの主体性を活かした、助け合って支え合えるまちづくりとみんなで創り上げる協働のまちづくりを進めていきます。

これらのまちづくりに向けた考え方を踏まえ、本計画では「まちが好き 共に生きて 笑顔あふれる やまつりまち」を矢祭町の将来像として掲げます。そして、その将来像の実現に向けた様々な取組を推進していきます。

### 2. まちづくりの基本理念

「矢祭町自治基本条例」で定められた本町の郷土づくりの基本方向は、恵まれた自然環境の中で、夢をもって子育て・子育てができる、元気な子供の声が聞こえる町づくりと社会のために尽くしてきたお年寄りが、尊敬され、大事にされ、安心して生きていける町づくりです。

このまちづくりの実現に向けたまちづくりの基本的な考え方を「まちづくりの基本理念」として以下のように定め、取組みの推進を図ります。

#### 基本理念1

地域全体で子どもたちの笑顔を守り、子どもたちが元気に育つまちづくりを目指します。

#### 基本理念2

町民誰もが、活躍の場を持っていきいきと暮らし、互いに支え合い思い合って暮らせるまちづくりを目指します。

#### 基本理念3

豊かな自然を活かし、守り、共に発展するこれからも住み続けたいまちづくりを目指します。

### 3. 今後のまちづくりに向けた重点目標

本町を取り巻く社会経済動向の変化や、本町が持つ強み・弱みを十分に踏まえつつ、本計画で掲げる将来像の実現に向け、本町の可能性を最大限に引き出し、次世代に誇りと自信を持って継承するため、まちづくりの重点目標を以下のように設定し、重点的に推進します。

#### 重点目標1 協働のまちづくりの推進と町民と行政の関係性の深化

本町のまちづくりの推進には、行政だけでなく、町民及び自治組織等が積極的に主体となっ  
て行う、町民との協働のまちづくりが不可欠です。

協働のまちづくりの推進に向け、情報共有や町民参加機会の充実等を行い、町民と行政が密  
接に連携して取り組んでいく必要があります。

#### 重点目標2 未来にはばたく子どもが育つ地域づくりの推進

ICT技術が飛躍的に向上する中、Society5.0時代を生きる子どもたちのための、教育におけ  
るICTを基盤とした先端技術等の効果的な活用が求められています。環境整備も含め、次世代  
を担う子どもたちの教育の充実に取り組むことは重要です。

また、本町で安心して子どもを産み育てられるよう、地域であたたかく見守り・支える環境  
を充実させる必要があります。

#### 重点目標3 助け合いながら、いつまでも健やかに暮らせるまちづくりの推進

「地域共生社会」の実現に向けた、町民や地域の多様な主体の参画を推進し、地域に暮らす  
誰もが住み慣れた場所でいつまでも安心して暮らせる地域の構築は重要です。

また、地域で暮らす誰もが、健康で心身ともに健やかな毎日を送ることができるよう、一人  
ひとりのライフステージに合わせた健康づくりを推進する必要があります。

#### 重点目標4 安全・安心のまちづくり、快適な生活環境づくりの推進

自然災害による被害、交通事故や犯罪の発生、感染症の流行といった脅威に対応し、安全・  
安心な暮らしを確保することは重要です。

また、安全・安心な暮らしを確保するためには、持続可能なインフラ整備、道路橋梁等の長  
寿命化等の効率的な取組みや、良好な居住環境の形成や安定した水環境の保全を行う等、快適  
な生活環境づくりへの取組みが必要となります。

## 重点目標5 地域の魅力を活かした産業の振興

本町が持つ、先人から大切に受け継がれてきた多彩な文化・地域資源を活用し、町の魅力を広く情報発信することで、本町の魅力増進に取り組み、既存の産業の振興や新しい産業の創出に繋げ、地域の活性化を行うことは重要です。

一方で、伝統工芸や祭りに代表される地域の伝統文化の灯が消えかねないという切実な問題があります。ふるさと納税等を活用した外部からの支援・応援や地域外の人財の貢献は極めて重要です。

## 重点目標6 地域を愛する人材の育成、郷土教育の推進

地域の活性化に向けた、郷土愛に富んだ起業家精神のある人材の育成、地域の活性化につながるプロジェクトにおけるリーダー的な人材の育成に努め、大学生などの若い力を活用した地域再生の活動を支援する必要があります。

また、子どもの頃からの郷土教育は郷土愛の育成に効果的であり、定住促進やUターン促進に繋がるため、重要な取り組みです。

---

## 第6章 基本計画

---

### 1. 基本計画の位置づけ

基本計画は、「まちのあるべき姿（基本構想）」の実現に向け、行政分野別に、まちづくりの目標やその実現に向けた施策を掲げ、今後、具体的な事業を推進していくための指針となるものです。

### 2. 基本計画の計画期間

計画期間は令和3年度から令和7年度までの5年間です。

### 3. 基本計画の構成

基本計画では、以下に示すまちづくりの主たる分野ごとに将来像の実現に向けて取り組む今後の施策を記載します。

本町における課題解決に向け、地域の特性を最大限に活かしながら、「町民参加と協働でつくるみんなのまちづくり」「文化とICTが融合した、広い世界と繋がる教育環境づくり」「子どもから大人まで誰もが幸せに暮らせるまちづくり」「安全・安心に暮らし続けられるまちづくり」「快適さと利便性をもつまちづくり」「賑わいを生む、ここにしかない魅力あるまちづくり」という6つの施策を着実に推進していきます。

#### (1) 町民参加と協働でつくるみんなのまちづくり

町政に係る情報発信や意見交換を活発に行い、行政と町民、地域を構成する多様な主体等、地域にかかわる様々な方が参加する協働のまちづくりを推進します。

また、適切な行政運営も含めた、自主・自立の地域づくりに取り組みます。

#### (2) 文化向上にICTを駆使した、広い世界と繋がる教育環境づくり

多世代交流を促進し地域全体で子育てする環境づくりを推進します。また、ICT技術を活用し、矢祭町に留まらず世界へ羽ばたく教育環境の整備をハード・ソフトの両面から支援します。

さらに、町民が生涯にわたってさまざまな学習・スポーツ活動に取り組み、地域において心豊かに生きがいを持って暮らせる環境づくりを目指します。

### (3) 子どもから大人まで誰もが幸せに暮らせるまちづくり

町民一人ひとりが健康で幸せに暮らせるまちであり続けるため、子どもを安心して産み育てることができる環境づくり、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくり、町民同士が支え合い幸せを実感できるまちづくりを推進します。

### (4) 安全・安心に暮らし続けられるまちづくり

環境に配慮した施策の充実に取り組み、矢祭町が誇る豊かな自然環境を守り、暮らし続けたいまちづくりの推進を図ります。

また町民の生命や財産を守るため、迅速な対応ができるよう、防犯・防災体制を整え、安全で安心なまちをつくる安全対策の充実に努めます。

### (5) 快適さと利便性をもつまちづくり

町民が利便性を享受し、快適に生活できる道路ネットワークの形成を図るため、幹線道路、身近な生活道路の効果的な整備を推進します。

また、快適で健康的に暮らすことができる良好な生活基盤を整備したまちづくりを推進します。

### (6) 賑わいを生む、ここにしかない魅力あるまちづくり

持続可能な農林業の構築や地域に根ざした商工業の振興による地域経済の活性化を図り、安定した雇用の場と賑わいのあるまちづくりを目指します。また、まちの魅力増進に向けた取り組みを進め、観光振興と定住促進に繋がります。

## 4. 相関図

# まちが好き 共に生きて 笑顔あふれる やまつりまち

### 基本理念1

地域全体で子どもたちの笑顔を守り、子どもたちが元気に育つまちづくりを目指します。

### 基本理念2

町民誰もが、活躍の場を持っていきいきと暮らし、互いに支え合い思い合って暮らせるまちづくりを目指します。

### 基本理念3

豊かな自然を活かし、守り、共に発展するこれからも住み続けたいまちづくりを目指します。

## 基本構想

重点目標1	協働のまちづくりの推進と町民と行政の関係性の深化
重点目標2	未来にはばたく子どもが育つ地域づくりの推進
重点目標3	助け合いながら、いつまでも健やかに暮らせるまちづくりの推進
重点目標4	安全・安心のまちづくり、快適な生活環境づくりの推進
重点目標5	地域の魅力を活かした産業の振興
重点目標6	地域を愛する人材の育成、郷土教育の推進

## 基本計画・実施計画

まちづくりの施策	施策分野
1. 町民参加と協働でつくるみんなのまちづくり（行財政分野）	(1) 行政運営 (2) 行財政改革 (3) 町民参加と協働 (4) 広域行政
2. 文化向上にICTを駆使した、広い世界と繋がる教育環境づくり（教育・生涯学習分野）	(1) 幼児教育 (2) 学校教育 (3) 生涯教育・青少年育成 (4) 文化・スポーツ
3. 子どもから大人まで誰もが幸せに暮らせるまちづくり（保健・福祉分野）	(1) 健康づくり (2) 結婚支援 (3) 母子健康 (4) 児童福祉 (5) 高齢者福祉 (6) 障がい者福祉 (7) 地域福祉
4. 安全・安心に暮らし続けられるまちづくり（生活環境分野）	(1) 環境衛生 (2) 消防・救急 (3) 防犯 (4) 防災 (5) 交通安全
5. 快適さと利便性をもつまちづくり（生活基盤分野）	(1) 道路・橋梁・河川 (2) 水道 (3) 住宅 (4) 交通 (5) 情報通信 (6) 市街地活性化・交流拠点づくり
6. 賑わいを生む、ここにしかない魅力あるまちづくり（産業・雇用分野）	(1) 農林業 (2) 商工業 (3) 観光 (4) 雇用 (5) 定住

## 第7章 実施計画

### 1. 行財政分野～町民参加と協働でつくるみんなのまちづくり～

まちづくりの 施策	施策分野	具体的な施策
1. 町民参加と 協働でつくる みんなのまち づくり (行財政分野)	(1) 行政運営	広報広聴業務の充実 P.26
		計画的な職員採用 P.26
		職員研修の充実 P.26
	(2) 行財政改革	滞納整理の強化 P.27
		財務4表の公表 P.27
		行財政改革の促進 P.27
	(3) 町民参加と 協働	町政懇談会の開催 P.28
		21.ふるさと人づくり事業（文化講演会の開催） P.28
		地域活動支援助成金交付事業 P.28
		ゆめ活ポイント還元事業 P.28
		町民協働によるまちづくりの推進 P.28
	(4) 広域行政	白河地方広域市町村圏整備組合 P.29
		東白川衛生組合（ごみ処理、し尿処理、火葬事業） P.29
		FIT 構想推進協議会 P.29
		八溝山周辺地域定住自立圏推進協議会 P.29
しらかわ地域定住自立圏推進協議会 P.30		

## (1) 行政運営

### 【現状と課題】

- 町民の行政に対するニーズは多種多様化しており、町民と行政が行政課題を共有し、役割と責任を分かち合い、相互に連携し協力して協働のまちづくりを進めることが必要となっています。行政運営について理解と協力を得るため、広報広聴業務の充実が求められています。また、行政課題に迅速かつ的確に対応できる人材の育成も必要となっています。

### 具体的施策

広報広聴業務の充実	
施策の方向性	イベント情報や行政、財政状況等をわかりやすく伝えて、町民の理解と協力を得られるよう行政運営を行います。
施策の内容	広報やまつりの発行とホームページ、Facebook の随時更新、更にはIP告知電話の有効活用によりイベント情報や行政、財政状況等をわかりやすく発信するとともに、新しい生活様式を鑑み、議会審議内容の動画発信を検討していきます。

計画的な職員採用	
施策の方向性	地域の様々な行政課題に迅速かつ的確に対応できるための動的人員の確保を図ります。
施策の内容	新たな生活様式の構築と行政サービスの向上のため、幅広い分野から計画的な正規職員の新規採用及び中途採用を行います。

職員研修の充実	
施策の方向性	町民の立場に立った質の高い行政サービスの提供を行います。
施策の内容	地域の様々な行政課題に迅速かつ的確に対応できる人材を育成するため、多様な研修を行います。

### 期待される役割

#### 行政の役割

- 町民の方に満足していただける行政サービスを提供します。

#### 町民の役割

- 町政への関心を高め、積極的に行政情報を取得します。

## (2) 行財政改革

### 【現状と課題】

- 町税は、個人町民税及び固定資産税で約4割を占めているが、収入額はほぼ横ばいで推移している。一方、約3割を占める法人町民税は、企業の業績等により左右されるため、今後は新型コロナウイルス感染症等の影響による減少も予想されます。また、経済状況の変化や個人の納税意識の低下により、滞納額は増加傾向にあります。



- 住民福祉の向上や産業振興、生活基盤の整備等による地域の活性化を図らなければならず、財政を取り巻く情勢は極めて厳しい状況にあります。
- 行政サービス向上と改革とのバランスを図りながら、健全で持続可能な行政運営を推進し、効果的な行政組織、財政力を向上させる必要があります。そして、各種施策の内容について町民の理解と協力を得るためには、きめ細かな情報の提供が求められています。

## 具体的施策

滞納整理の強化	
施策の方向性	滞納金を増加させず、税収の増加を図ります。
施策の内容	税の公正・公平性に基づき、滞納金の徴収に努めます。高額滞納者については県、白河地方広域市町村圏整備組合及び税金収納業務委託者との連携を図り、差押え等の対策を講じます。 滞納整理班による臨戸訪問を継続するとともに、職員のスキルアップを図り、新たな徴収体制を整えます。

財務4表の公表	
施策の方向性	先人から受け継がれてきた郷土を次世代に引き継ぐため、財源の負担を後世に先送りすることがないように、将来を見据え健全な財政運営を行います。
施策の内容	新地方公会計制度に基づく財務4表（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）を作成しわかりやすくお知らせします。

行財政改革の促進	
施策の方向性	第1次の行財政改革から15年以上が経過したことから、時代に合わせ見直しを行い、更なる住民サービスの向上に繋がります。
施策の内容	もったいない精神で、更なる経費削減や時間の効率化等、事務改善に努めるとともに職員が当事者意識を持ち自ら質の高い改善提案ができるよう職員の意識改革に取り組みます。

## 期待される役割

### 行政の役割

- 財源の確保に努め、効率的な財政運営を図ります。

### 町民の役割

- 受益者負担の意識を持ち、意欲的な納税を行います。また、行財政改革等について理解と協力をします。

### (3) 町民参加と協働

#### 【現状と課題】

- 少子高齢社会の急速な進行をはじめとする社会経済情勢の変化等に伴い、本町においても、地域社会が抱える課題は一層多様化しています。このような状況のため、行政が公共サービスを一元的に担うのではなく、町民と行政が協働する「新しい公共」の担い手（若い担い手）を育成するとともに、地域においても自助・共助・公助の役割分担が重要になっています。また、町民の自主的なまちづくり活動に対する支援を通じ、町民と協働で担う事業の推進が求められています。

#### 具体的施策

町政懇談会の開催	
施策の方向性	行政課題に対する共通認識を持ち、情報を共有することで、政策立案の透明化につなげます。
施策の内容	町民号・地区行政懇談会・幅広い世代等との懇談会を実施し、地域の行政課題を把握するとともに、町政進展のための理解を得る意見交換の場とします。

21. ふるさと人づくり事業（文化講演会の開催）	
施策の方向性	著名人等の生き方、社会への参加のあり方などを学び理解し、豊かな心を育みます。
施策の内容	町民の豊かな心を育むため、幅広いジャンルの講演会等を実施します。

地域活動支援助成金交付事業	
施策の方向性	町民の自治意識の高揚と地域コミュニティの活性化を図ります。
施策の内容	行政区が自主的・主体的に取り組む地域づくり活動に助成します。

ゆめ活ポイント還元事業	
施策の方向性	各種事業参加者の増加と地域振興を図ります。
施策の内容	ボランティア、各種事業参加者、協力者にポイントを付与し還元できる体制づくりを目指します。

町民協働によるまちづくりの推進	
施策の方向性	政策方針や計画策定時における町民参加を推進します。
施策の内容	政策方針や計画策定時における町民参加を推進するため、審議会など委員の公募・町政懇談会・矢祭町の未来を考える次世代の会（仮称）（課題解決のための提案型の会）・意見公募の制度の浸透を図ります。

## 期待される役割

### 行政の役割

○行政情報を発信し、行政課題を町民と共有します。また、地域コミュニティの活性化につながる事業を展開します。

### 町民の役割

- 町政懇談会等の場を活用し、提案や意見を発信します。
- 主体的に地域づくりを行います。

## (4) 広域行政

### 【現状と課題】

- 観光、医療、環境衛生、防災等様々な分野で、高度化あるいは専門化する行政へのニーズは、各市町村にまたがっており、それぞれの市町村が単独で行うことは効果的ではないことがあります。そのため、共通の課題に対して、市町村が連携し取り組む必要があります。

## 具体的施策

白河地方広域市町村圏整備組合	
施策の方向性	効率的な行政運営を行い、地域活性化を目指します。
施策の内容	本町を含む1市4町4村で構成し、情報通信ネットワーク事業及び救急医療運営費補助事業の実施、介護認定審査会及び障害程度区分認定審査会の運営、消防防災・救急救命業務等に取り組んでいます。

東白川衛生組合（ごみ処理、し尿処理、火葬事業）	
施策の方向性	効率的な行政運営を行い、地域活性化を目指します。
施策の内容	東白川4町村でごみ焼却、し尿処理、火葬場を共同で運営しています。

FIT 構想推進協議会	
施策の方向性	効率的な行政運営を行い、地域活性化を目指します。
施策の内容	福島(F)・茨城(I)・栃木(T)の3県の県際地域（那須岳・八溝山を中心とする地域で観光、医療、環境衛生、防災等様々な分野で、共通の課題に対して広域的な観点から連携し取り組んでいます。

八溝山周辺地域定住自立圏推進協議会	
施策の方向性	定住自立圏域全体で、住民が安心して暮らし続けることができる定住自立圏の形成を目指します。
施策の内容	八溝山周辺地域(2市、6町)において連携を図り、定住に必要な都市機能及び生活機能を確認し、充実させるとともに、地域活性化に取り組んでいます。

しらかわ地域定住自立圏推進協議会	
施策の方向性	定住自立圏域全体で、住民が安心して暮らし続けることができる定住自立圏の形成を目指します。
施策の内容	しらかわ周辺地域(1市、4町、4村)において連携を図り、定住に必要な都市機能及び生活機能を確保し、充実させるとともに、地域活性化に取り組んでいます。

## 期待される役割

### 行政の役割

○白河地方広域市町村圏整備組合をはじめとする、事務の共同処理体制を維持します。

### 町民の役割

○広域的な行政運営に対し、理解と協力をします。

## 2. 教育・生涯学習分野～文化向上に ICT を駆使した、広い世界と繋がる教育環境づくり～

まちづくりの 施策	施策分野	具体的な施策
2. 文化向上に ICT を駆使し た、広い世界と 繋がる教育環 境づくり (教育・生涯学 習分野)	(1) 幼児教育	子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額の軽減 P. 32
		こども園の預かり保育 P. 32
		保育の充実 P. 32
		やまつりこども園幼児体育指導の充実 P. 33
	(2) 学校教育	指導主事配置事業 P. 34
		こども園、小中学校給食費の軽減 P. 34
		こども園、小中学校通学費補助 P. 34
		高校生奨学助成金制度 P. 34
		中学生の海外修学旅行への補助事業 P. 34
		高田基金による教育支援事業 P. 34
		高田基金による教育支援事業（表彰制度） P. 35
		高田基金による教育支援事業（奨学助成制度） P. 35
		高田基金による教育支援事業（学校支援金制度） P. 35
		郷土色豊かで安全な学校給食の提供 P. 35
		矢祭町立園・小・中連携事業 P. 35
		矢祭小学校学習支援事業 P. 35
		小中学校への非常食の備蓄 P. 35
		学校図書館と矢祭もったいない図書館のシステム連携 P. 36
		大学入学一時金貸付及び特別減免事業 P. 36
		小・中学校入学支援運動着等支給事業 P. 36
		中学校部活動支援員配置事業 P. 36
		矢祭中学校体育館改修事業 P. 36
		ICT 教育推進事業（GIGA スクール構想） P. 36
		コミュニティスクール設立推進事業 P. 36
	矢祭小学校英語教育（ブリティッシュヒルズ） P. 37	
	小中学校入学祝い金事業 P. 37	
	(3) 生涯教育・ 青少年育成	矢祭ゆめ学園の支援 P. 38
		放課後子ども教室推進事業 P. 38
		放課後児童健全育成事業 P. 38
		青少年関係団体への支援 P. 38
		各種講座の開催 P. 38
		女性団体への支援 P. 38
		世代間交流拠点の設置 P. 39
	(4) 文化・ スポーツ	文化祭の充実 P. 39
		子ども司書講座、手づくり絵本コンクールの継続実施、家読の推進 P. 40
		総合運動公園整備計画 P. 40
		体育センター修繕計画 P. 40
歴史・文化財の普及・啓発 P. 40		
文化団体への支援 P. 40		
スポーツ団体への支援 P. 41		
スインピアの積極的な利活用 P. 41		

## (1) 幼児教育

### 【現状と課題】

- こども園では、幼保一体型のサービスとして0歳児から年長児まで連続した幼児教育の提供が可能となっており、国が推進する幼児教育無償化政策によって、保護者の負担も大きく軽減されています。
- 共働き世帯が増加していることに伴い、保育部や預かり保育部の需要が増加していますが、人員面、設備面で無理が生じ始めています。
- 親と離れて暮らす夫婦も増加していることから、近年、「一時預かり保育」に対する需要が高まりつつあります。
- 全国的に子どもの運動能力が低下していると言われる中、福島県では原発事故の影響もあり、その傾向が顕著であると言われています。このため、幼児教育においても発達段階に応じた体育機会の確保が求められています。

### 具体的施策

子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額の軽減	
施策の方向性	幼保一体型教育を提供する環境を整えるとともに、これらのサービスに係る保護者負担をできる限り軽減します。
施策の内容	幼保一体型施設のメリットを生かした連続性のある幼児教育の提供を行うとともに、幼児教育に係る費用については、保護者負担の軽減を図ります。

こども園の預かり保育	
施策の方向性	幼児の心身の健全な発達を図るとともに、夫婦共働きなどの理由により家庭保育のできない保護者の子育てを支援します。
施策の内容	保育時間を午前7時30分から午後6時45分までとし、在園児以外の乳幼児の一時預かり保育については、今後検討していきます。 また、預かり保育のニーズに合わせた施設の拡充を図ります。

保育の充実	
施策の方向性	仕事と子育ての両立を図る保護者の支援を更に充実させます。
施策の内容	近年、0歳児（6ヶ月児）からの入所希望者が多くなっており、入所を希望する乳幼児を受け入れるため、保育施設の整備と有資格の保育士を確保するとともに、働くお父さんお母さんが、安心して預けられるようにします。また、病後児保育については、今後検討していきます。

やまつりこども園幼児体育指導の充実	
施策の方向性	幼児の心身の健全な成長と運動への意欲を育み、肥満を予防するとともに運動能力の向上を図ります。
施策の内容	幼児の発達段階に応じた運動欲求を満たす教育、体育指導を専門指導員へ依頼し、3～5歳それぞれのカリキュラムに応じた運動を実施することで、心と体の健やかな成長を促します。

## 期待される役割

### 行政の役割

○幼児の健やかな成長を促すための環境整備を図ります。

### 町民の役割

○家庭においても基本的な生活習慣を育成し、生活リズムの向上に努めます。

## (2) 学校教育

### 【現状と課題】

- 小学校が統合されたことに伴い、こども園、小学校、中学校の連携強化が一層進み、学びの連続性が確保しやすくなっています。
- 高田基金による取組みを中心に、海外修学旅行への助成事業などの支援制度が充実しており、特色ある教育環境の創出につながっています。
- 特色ある支援制度の充実とは裏腹に、児童・生徒の自発的な学習姿勢や能力の伸長に陰りがみられる徴候があり、大きな課題となっています。
- 特別教育支援体制については充実してきています。引き続き、個々に応じた支援を行っていく必要があります。
- 不登校等の問題を抱える子供たちへの早期対応を確実にを行うためにも、地域ぐるみでの関わりを醸成していくという視点も大切になってきています。
- 部活動は児童・生徒にとって大切な活動であり、先生方の負担を減らしながら、いかに充実していくかを考えていく転換期にあると言えます。
- 小・中学生に対するキャリア教育として、より一層、郷土への親しみを持って貰う機会を設けていく必要があります。また、読書への関わりを増やして行くことも必要です。
- 義務教育への支援が充実している一方で、高等教育への支援について十分でないという指摘があります。高等教育の支援にあたっては、それが自由意思に基づく選択であることにも配慮した制度設計が求められているとともに、町外で高等教育を受けた生徒が、いかに矢祭町との係わりを維持していくのかという点も意識した検討が必要となります。
- GIGA スクール構想の推進により、オンライン教育を含む ICT 教育に取り組む土壌が整いつつあります。これにより新しい時代に即した教育について考えていく必要も生じています。
- 矢祭中学校校舎等については、経年劣化が進んでおり、計画的な改修を講じていく必要があります。

## 具体的施策

指導主事配置事業	
施策の方向性	教育現場の実情に精通した指導主事を配置することで、教育現場の抱える諸課題への対応のほか、教育課程において伸ばすべき点、振興すべき点等について現場と教育委員会との意思疎通がスムーズに行われる環境を整えます。
施策の内容	教員経験を有する指導主事を継続的に配置し、教育計画、学習指導、就学指導、その他専門的事項についての学校に対する指導を行います。指導主事は、事務局に配置し、必要に応じて各学校に赴くことで、学校現場と教育委員会の橋渡しを担います。

こども園、小中学校給食費の軽減	
施策の方向性	給食費の保護者負担を適正化します。
施策の内容	こども園（幼児教育部）、小・中学校における給食費を助成します。

こども園、小中学校通学費補助	
施策の方向性	子供たちの実情に合わせて、安全に通学できる環境を整えます。
施策の内容	児童、生徒が安全に通学できるようスクールバスを運行するほか、路線バスの活用に対しては定期券の助成を行います。 また、自家用車を利用する必要がある場合には、その必要性に応じて費用を助成します。

高校生奨学助成金制度	
施策の方向性	子育て支援と生徒の勉学奨励、学力の向上を図ります。
施策の内容	高等学校（入学資格を中学校卒業以上とする専修学校を含む）在学中に要する費用が多額なため、保護者の負担軽減を図る必要があることから、在学中に限り毎年一定額の助成金を支給します。

中学生の海外修学旅行への補助事業	
施策の方向性	外国文化にふれ、国際性とグローバルな視野を目指します。
施策の内容	海外修学旅行として実施されており、これに要する多額の費用について補助金を交付することで、負担の軽減を図ります。

高田基金による教育支援事業	
施策の方向性	中学校で目標としている学習レベルを習得し、基礎学力の向上を図ります。
施策の内容	高田基金を活用し、町採用教師2名（数学・英語）を配置し、中学校の教育課程の中で生徒の習熟度によりコース別授業を実施します。



高田基金による教育支援事業（表彰制度）	
施策の方向性	子どもたちの取り組む姿勢を顕彰することで、本人の更なる意欲の向上と周囲の子どもたちへの奮起を促します。
施策の内容	高田基金を活用し、分野を問わず、県大会等で優秀な成績を修めたり、東北大会や全国大会に出場を決めた場合に表彰します。

高田基金による教育支援事業（奨学助成制度）	
施策の方向性	大学入学に関する負担を軽減することで、進学意欲の向上を図ります。
施策の内容	高田基金を活用し、大学等へ進学する際に入学金の一部を助成します。

高田基金による教育支援事業（学校支援金制度）	
施策の方向性	校長の裁量を活かした特色ある学校経営を可能とし、児童、生徒の健全な育成を図ります。
施策の内容	高田基金を活用し、学校の特色ある学習活動を支援するために、食糧費以外で自由に使用できる予算として交付します。

郷土色豊かで安全な学校給食の提供	
施策の方向性	安全でおいしい給食の提供と郷土色文化の継承につなげます。
施策の内容	郷土食文化を継承していくために、地元産野菜等を積極的に使用して安全でおいしい郷土色豊かな給食を提供します。

矢祭町立園・小・中連携事業	
施策の方向性	こども園・小学校・中学校の互いの情報を共有し、学びの連続性を確保します。
施策の内容	矢祭町教育研究会の組織を見直し、授業研究、園児・児童・生徒の交流活動、教員の交流を図れる仕組みを整えます。

矢祭小学校学習支援事業	
施策の方向性	算数科をはじめ、学力の差がつきやすい教科について教師2人制で、きめ細かな指導を行い、学力の向上を図ります。また、支援を必要とされる児童に対し、学習、生活両面の指導・支援を行います。
施策の内容	矢祭町公立学校講師4名程度を配置します。特別支援教育支援員3名程度を配置します。

小中学校への非常食の備蓄	
施策の方向性	危機管理対策であると共に、子ども達の防災意識の啓発と食の大切さを教えます。
施策の内容	災害や学校給食調理中並びに配送中の事故等により、学校給食の提供ができなかった場合の危機管理対策として小中学校に非常食を備蓄します。

学校図書館と矢祭もったいない図書館のシステム連携	
施策の方向性	小中学校の学校図書館ともったいない図書館を連携させることで、児童・生徒の図書環境を充実させます。
施策の内容	小中学校2校と矢祭もったいない図書館蔵書データの共有化を図り、ネットワーク化により相互貸出を可能とします。また、矢祭小学校図書館に専任の司書を配置します。矢祭中学校の学校図書館の充実を図ります。

大学入学一時金貸付及び特別減免事業	
施策の方向性	入学に要する費用の保護者負担を軽減するとともに、帰郷による定住化を図ります。
施策の内容	所得額 500 万円以内の世帯で、大学入学一時金として1人あたり 50 万円の貸付。卒業後、町内に居住することを条件に貸付金の償還を免除します。

小・中学校入学支援運動着等支給事業	
施策の方向性	入学に要する費用の保護者負担の軽減を図ります。
施策の内容	小・中学校入学時に、児童及び生徒に運動着等を支給します。

中学校部活動支援員配置事業	
施策の方向性	部活動の充実を図るとともに、指導する先生方の負担を減らします。
施策の内容	矢祭中学校に部活動支援員を配置し、部活動の指導にあたります。

矢祭中学校体育館改修事業	
施策の方向性	老朽化が進んでいる矢祭中学校体育館の改修を行うことで、生徒が安心して活動できる環境を作ります。
施策の内容	矢祭中学校体育館の状態について事前調査を行い、当該調査結果に基づく改修工事を実施します。

ICT 教育推進事業（GIGA スクール構想）	
施策の方向性	Society5.0 の到来を見据え、小中学校における ICT 教育の積極的な推進を図ります。（環境整備は令和 2 年度予算にて実施予定）
施策の内容	ICT 教育の積極的推進を図る上で、当町にはこれらに関する知見が十分に蓄積されていないことに鑑み、ICT 教育に知見を持つ専門機関との提携や一部事業のアウトソーシングを行います。

コミュニティスクール設立推進事業	
施策の方向性	学校単独ではなく、地域全体で青少年の育成を担うという思想のもと、地域の1人1人が育成の担い手として子供に関わることの出来る環境の創出を目指します。
施策の内容	地域全体で青少年の育成を担うための仕組みとして「コミュニティスクール」の設立を図ります。

矢祭小学校英語教育（ブリティッシュヒルズ）	
施策の方向性	ネイティブイングリッシュによるコミュニケーションを体験し、外国への知識関心を高め、中学校での海外修学旅行との連結を図り、より豊かで活用できる英語力を身に付けます。
施策の内容	小学校6学年時に、外国語活動・英語活動として、1泊2日のブリティッシュヒルズ宿泊型外国語体験を行います。

小中学校入学祝い金事業	
施策の方向性	健全な子どもの育成に対し、安心して子育てができるよう切れ目のない支援をし、他市町村からの転入者増加・定住を図ります。
施策の内容	矢祭町に居住し小中学校入学を迎えた子供の養育者に対し、ひとり5万円の現金（ランドセル・制服代）を支給します。

## 期待される役割

### 行政の役割

○学習環境と生活環境を向上させて、学校生活の充実を図ります。

### 町民の役割

○学校施設の環境維持、整備等への奉仕活動を行います。学校教育に関心を持つように努めます。

## （3）生涯教育・青少年育成

### 【現状と課題】

- 社会状況の変化に伴い、子どもの教育は学校が行うものという風潮が顕著となり、地域のみならず家庭においても「子どもを育てる」という視点が希薄になりつつあります。
- ICTの発達により、遠い地域の情報にも気軽にアクセス出来るようになった一方で、身近な地域を知る機会が失われつつあります。
- 地域交流の固定化が進み、自らの知識・経験を広く共有し、高めあう機会が失われつつあります。特に世代間における交流の欠如が顕著となっているほか、若い世代においては世代内での交流も希薄化しています。
- 地方創成の取組みの中で、都市部との地域間交流に関する萌芽が生まれつつあり、ICTの発達と相まって都市部の人々との交流が容易に行える環境が整いつつあります。
- 社会教育事業として実施される各種事業のマンネリ化が進む中、これらを専門的に取り扱う組織、人材の育成が望まれています。
- 昼間、保護者が働きに出ている児童たちが安全かつ健全に過ごせる場として放課後児童クラブを設置し、多く利用いただいています。
- 地域ぐるみで青少年を育成するという考えのもと、青少年育成町民会議を設置していますが、多くの支部で活動が低迷しています。
- 各地域の活動組織メンバーの高年齢化が進む一方、地域内の少子化も顕著となることで、子どもたちが地域に関わる機会そのものが減少しています。

## 具体的施策

矢祭ゆめ学園の支援	
施策の方向性	子どもから高齢者まで、日常的に学ぶよろこびや個々の生きがいづくりを推進するとともに、これらの経験を社会還元できるような生涯学習システムの定着を図ります。
施策の内容	町民の生涯学習を応援する仕組みとして「矢祭ゆめ学園」を設置します。学園はゆめ学園手帳を交付する単位制システムとします。 事務局としても各種イベント・講座などを積極的に提供することで、町民の自主的な活動を後押しします。

放課後子ども教室推進事業	
施策の方向性	小学生を対象に、安全安心な子どもの活動拠点を設置し、児童の地域理解が進むような諸活動を展開します。
施策の内容	夏休みや土曜日・日曜日に「ふるさと探検隊事業」を実施し、様々な体験活動や地域住民との交流活動等を支援します。

放課後児童健全育成事業	
施策の方向性	遊びを主とする健全育成活動を行い、児童福祉の向上を図ります。
施策の内容	昼間保護者のいない家庭の児童について、安全に過ごす場所を提供するため、矢祭小学校に放課後児童クラブを設置し、午後6時45分まで預かります。

青少年関係団体への支援	
施策の方向性	青少年を取り巻く諸課題の克服等、子どもたちが健やかにたくましく成長できる環境の構築を図るため、町青少年育成町民会議や子ども会育成会といった、青少年関係団体への支援を行います。
施策の内容	活動充実のため、各地区役員へ地区協議会の運営方法の指導研修等の支援体制を確立します。 各单位会への補助金を交付します。

各種講座の開催	
施策の方向性	町民の自発的な学びと社会参加活動、生涯学習を推進するために、そのきっかけとなる各世代向けの講座を開催します。
施策の内容	町民向け教養講座、趣味の講座の開催、高齢者講座「令和大学」の開催、講座を通じた新規サークル設立のサポートを行います。

女性団体への支援	
施策の方向性	町内の各女性団体の活動を支援することで、女性が生き生きと活躍できる社会を目指します。
施策の内容	総会、各種交流会の開催により、団員の情報共有を図ります。また、女性向け教養講座を開催します。

世代間交流拠点の設置	
施策の方向性	幼児から高齢者まで世代を超えた交流が出来る場を設置します。
施策の内容	町内の遊休施設を改良して、世代間交流の拠点となる施設として整備します。

## 期待される役割

### 行政の役割

- 学習内容、学習機会の充実に努めます。
- 参加しやすい学習環境の充実に努めます。

### 町民の役割

- 生涯学習情報を的確にとらえ、各種講座等に積極的に参加します。
- 様々な学習機会を捉えて学び、指導者として地域社会に還元します。

## (4) 文化・スポーツ

<b>【現状と課題】</b>	
●文化団体、スポーツ団体ともに組織構成員の高齢化、新規加入者の減少という問題に直面しており、活動を継続できない団体も増えつつあります。	
●各種団体の減少とともに、各種イベント開催のための負担が固定化されつつあり、イベントの継続が危ぶまれる状況が続いています。	
●各種団体の活動拠点となる「中央公民館」や「体育センター」、「町営グラウンド」などの施設の経年劣化が進んでおり、改修や改築を検討する時期を迎えています。	
●スポーツ人口が年々減少しているため、幼児から高齢者まで幅広い世代の町民が各種スポーツや運動に気軽に親しめる環境づくりが望まれています。	
●もったいない図書館が実施する「手づくり絵本コンクール」、「こども司書講座」といった取り組みは、読書の街のユニークな取り組みとして注目されています。	
●一方で、町民の読書に対する関心が十分に高いとは言い難く、さらに踏み込んだ働きかけを検討する必要があります。	
●子どもの頃から読書に親しむ環境づくりを進めるため、もったいない図書館と小中学校図書館との連携についての検討が必要です。	

## 具体的施策

文化祭の充実	
施策の方向性	日頃から各種団体で取り組んできた活動の成果を、発表することにより、新たな参加者を呼び込み、文化活動の発展と継続性につなげます。
施策の内容	町と文化団体、それぞれが役割を担い、町民主体の文化事業として、スムーズに運営できるようなサポートします。 日頃培っている文化活動の励みとなるような、発表の場を提供します。

子ども司書講座、手づくり絵本コンクールの継続実施、家読の推進	
施策の方向性	町民一人一人の豊かな心を育み、人生をより深く生きる力を身につけ、活力ある地域づくりにつなげます。
施策の内容	子ども司書講座は、矢祭町から始まり全国に広まり開催されています。子ども司書講座終了後の読書推進リーダーを支援した読書の街づくり事業の取組みが求められます。 手づくり絵本コンクールは、一般の部の募集も実施していますが、当初の目的である家族の部の「親子で楽しく制作する絵本コンクール」を広めた取組みを展開します。 家読の推進による、おはなしかいの開催、各地区の地域文庫を活用し、家庭における読書の推進、また著名な作家の文学館との交流等により家読環境を提供します。

総合運動公園整備計画	
施策の方向性	健康な町「矢祭町」のシンボルとして、団体競技や個人で楽しめるスポーツ、運動（フィットネス、ジョギング等）が気軽に出来る環境を構築します。
施策の内容	町民が気軽にスポーツに取り組むことが出来るよう、まずは既存施設の利活用環境について必要な検討を講じたうえで、町民の運動能力の低下防止、健康維持、スポーツの推進を進めて行くために必要となる施設の在り方について、今後も継続し検討していきます。

体育センター修繕計画	
施策の方向性	計画的に修繕することにより、施設の長寿命化を図ります。
施策の内容	利用者の安全や利便性、損傷の程度を考慮し、個別の長寿命化計画を作成し、計画的な修繕を図ります。

歴史・文化財の保護・啓発	
施策の方向性	地域に残る郷土資料、史跡等の歴史財産を保護・活用し、学習の機会を作ることであり、郷土への愛着を高めます。
施策の内容	郷土の歴史に関する町民向け講座の開催や、広報誌による歴史記事の掲載等により、生活に郷土の歴史を意識付けます。 町に関する歴史資料の整備や掘り起こしを行い、新規資料の発掘、啓発に活用します。

文化団体への支援	
施策の方向性	矢祭町文化団体連絡協議会を初めとした、文化団体への活動、設立等の支援を行います。
施策の内容	活動発表の場、各団体同士が交流出来る機会の創出を図ります。

スポーツ団体への支援	
施策の方向性	<p>体育協会、スポーツ少年団を初めとした、各種団体の活動を支援します。</p> <p>またスポーツ指導者の育成と支援、登録の推進を行います。</p>
施策の内容	<p>スポーツ関係団体活動の活性化を図るため、ソフト面、ハード面でのサポートを充実させます。</p> <p>スポーツ指導者育成のため、登録制度をはじめとする支援策を充実させます。</p>

スインピアの積極的な利活用	
施策の方向性	<p>水泳、水中スポーツを通じた町民の体力向上を図るとともに、スインピアの恵まれた施設環境を生かした交流人口の拡大を目指します。</p>
施策の内容	<p>町民が水泳、水中スポーツに気軽に親しめるようスインピアにおけるソフト事業の充実を図るとともに、指導者育成を強化します。</p> <p>また、恵まれた施設環境を十分にPRすることにより、水泳合宿や大会の誘致による交流人口の拡大を図ります。</p>

## 期待される役割

### 行政の役割

○幅広い層の町民が気軽に文化活動やスポーツに親しめる環境づくりを支援します。

### 町民の役割

○スポーツや文化活動に積極的に参加します。

### 3. 保健・福祉分野～子どもから大人まで誰もが幸せに暮らせるまちづくり～

まちづくりの 施策	施策分野	具体的な施策	
3. 子どもから 大人まで誰も が幸せに暮ら せるまちづく り (保健・福祉分 野)	(1) 健康づくり	生活習慣病予防対策事業（特定健康診査等）	P.43
		がん検診の実施	P.43
		保健推進員を中心とした地区組織の育成	P.43
		成人予防接種事業	P.43
		中核病院（埴厚生病院）の医師確保	P.44
		こころの健康の推進	P.44
		新型コロナウイルス感染防止事業	P.44
	(2) 結婚支援	結婚支援事業（プロジェクトY）	P.45
		結婚祝い金支給事業	P.45
		結婚新生活支援事業	P.45
	(3) 母子健康	乳幼児健康診査及び健康相談事業	P.45
		妊産婦健診料助成事業	P.46
		特定不妊治療費助成事業	P.46
		子ども医療費助成事業	P.46
		子どもの予防接種事業	P.46
		任意予防接種（インフルエンザ・おたふくかぜ）費用の助成	P.46
	(4) 児童福祉	育児支援家庭訪問事業	P.47
		ファミリーサポート事業	P.47
		カンガルークラブ	P.47
		すこやか赤ちゃん誕生祝金事業	P.47
		乳幼児全戸訪問事業	P.47
		子育て世代包括支援センター	P.48
		室内遊び場整備事業	P.48
	(5) 高齢者福祉	在宅福祉サービス	P.48
		敬老会	P.49
		高齢者クラブの再編と介護予防事業	P.49
		地域包括ケアシステムの構築	P.49
		高齢者の筋力づくり	P.49
		デイサービスセンター建設	P.49
	(6) 障がい者福祉	在宅福祉サービス事業	P.50
		基幹相談支援センター事業	P.50
(7) 地域福祉	社会福祉関係団体の強化	P.51	
	買い物支援対策事業	P.51	



## (1) 健康づくり

### 【現状と課題】

- 死亡の状況は、H24年からH28年の標準化死亡比では、男性では、悪性新生物、心疾患、脳血管疾患、肺炎、老衰、女性では心疾患、脳血管疾患、老衰が有意に高い状況です。
- 国保の一人当たり医療費はH29年度から横ばい状態で、介護認定率は、同規模や県、全国に比べて低い状況が続いています。
- 今後も進行する高齢化に対応するため、乳幼児期からの望ましい生活習慣の獲得と壮年期からの発症予防、重症化予防に取り組む必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の終息の時期が未定のため、感染対策への取組を継続していく必要があります。

### 具体的施策

生活習慣病予防対策事業（特定健康診査等）	
施策の方向性	疾病の発症予防と重症化防止、脳血管疾患、虚血性心疾患、糖尿病性腎症の発症を予防して、町民の健康増進、医療費抑制を図ります。また、成人歯科健診の導入を目指します。
施策の内容	特定健康診査を実施し、重症化予防対象者を明確にして、受診勧奨及び保健指導を実施します。また、成人歯科健診を導入します。

がん検診の実施	
施策の方向性	早期発見、早期治療により、医療費の削減、治療時の心身におけるストレスの軽減、介護保険利用者の削減につなげます。
施策の内容	がん検診の指針にそって各種がん検診を実施します。女性特有のがん検診には、無料クーポン券を配布し促進を図ります。また、精密検査の受診率向上をめざし積極的に精密検診の勧奨を行っていきます。

保健推進員を中心とした地区組織の育成	
施策の方向性	保健推進員を育成し、地域に根ざした健康づくり事業を展開します。また、検診率向上に向けた啓蒙活動や健康に関する知識の普及等を推進していきます。
施策の内容	保健推進員と共に各種検診や健康教室の普及活動、健康に関する知識等の普及を図ります。

成人予防接種事業	
施策の方向性	高齢者インフルエンザ、高齢者肺炎球菌の予防接種により高齢者の医療費の抑制を目指します。風しんワクチンの予防接種により先天性風しん症候群の発症を予防します。
施策の内容	高齢者インフルエンザ予防接種・高齢者の肺炎球菌予防接種・風しん予防接種・はしか風しん予防接種に助成します。

中核病院（塙厚生病院）の医師確保	
施策の方向性	中核病院において、住民が安心して受診できる各医療科目の充実を図ります。
施策の内容	福島県立医大等に、東白川郡で協力し医師確保の費用を負担します。

こころの健康の推進	
施策の方向性	誰もが追い込まれることのない社会の実現を目指して生きることの包括的な支援を実施します。
施策の内容	連携ネットワークの強化、自殺の危機にある人を支える人材の育成及び有資格者等の活用、住民への啓発、生きることへの促進要因への支援、SOSの出し方に関する教育を実施します。

新型コロナウイルス感染防止事業	
施策の方向性	町民への新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための啓発活動及びワクチン接種を実施し、新型コロナウイルス感染の防止を図ります。
施策の内容	国や福島県と連携し、感染防止のための啓発活動、感染者への誹謗中傷防止を呼びかけます。また、町民に新型コロナウイルスワクチンの接種を実施します。

## 期待される役割

### 行政の役割

- 助成事業について、わかりやすく町民に周知します。
- スプーンの会の活動を財政的に支援し、新しいボランティアの育成を図ります。
- 健診の重要性を周知し、受診率向上に取り組みます。
- 相談窓口の周知をはかり、町民の利用を促します。

### 町民の役割

- 生活習慣病予防の重要性を理解し、健康的な生活習慣に心がけます。
- 一人ひとりが予防接種や各種検診の必要性を認識し、受診します。
- 保健推進員の活動を理解し、積極的に保健推進活動を実施します。
- 身近な人の心の健康状態に気づき、必要な支援につなげます。
- 感染防止に一人ひとりが取り組み、感染者への誹謗・中傷をしないよう気をつけます。

## (2) 結婚支援

### 【現状と課題】

- 少子高齢化が進んだ場合、将来の社会経済に大きな影響を及ぼすと考えられます。地域活性化にもつながる子ども及び若者の人口は、高齢化しながら徐々に減少してゆき、生産力の低下や購買力の減少となって、地域経済に大きなマイナスの影響を及ぼすものと考えられます。そして、急速な高齢化に加え、未婚化、晩婚化による人口減少は、地域における、経済、防犯、消防等に多岐にわたる活動をはじめ、地域コミュニティの維持さえ困難な状況になる恐れがあります。そのため、未婚化、晩婚化を解消する婚活支援を行う必要があります。また、結婚・出産・子育て支援と連携しながら、定住促進を図り、地域の活性化につなげる必要があります。

## 具体的施策

結婚支援事業（プロジェクト Y）	
施策の方向性	定住促進、少子化対策・次世代育成を図ります。
施策の内容	出会いアドバイザーを置き、結婚希望者に対し情報の提供を行い、更に若年層の独身男女に対する情報提供するため、出会いサポーターを配置し、幅広く結婚支援をします。自己意識改革・結婚観の高揚を図るためのセミナーやイベント等を開催し、恋愛から結婚へと進展、結婚難の解消に努めます。

結婚祝い金支給事業	
施策の方向性	結婚難の解消と定住人口の増加を図ります。
施策の内容	結婚祝い金婚姻時 10 万円、婚姻後 3 年目 10 万円を支給します。

結婚新生活支援事業	
施策の方向性	少子化対策の一環として、条件を満たす新婚世帯の居住に係る費用を助成します。
施策の内容	夫婦共に婚姻日における年齢が、39 歳以下かつ世帯所得 400 万円未満の新規に婚姻した世帯に 1 世帯あたり 30 万円を支給します。

## 期待される役割

### 行政の役割

○他町村との連携を図り、情報収集・情報提供を行い、結婚活動支援事業を実施します。

### 町民の役割

○定住促進を含めたイベント等へ協力・参加します。

## （3）母子健康

### 【現状と課題】

- 子どもの出生数は減少傾向にあるが、産後うつなど支援の必要な家庭の割合は増加しています。また、支援の必要な期間も長期化しており、継続して支援をする体制の強化が望まれています。

## 具体的施策

乳幼児健康診査及び健康相談事業	
施策の方向性	乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、母親並びに乳児及び幼児の健康の保持、増進を図り、虐待の発生を予防するよう努めます。
施策の内容	3ヶ月児・6～7ヶ月児・11～12ヶ月児・1歳6ヶ月児・2歳児・3歳児健診、更には5歳児相談を実施し、子育て不安や虐待傾向の親子、発達障害児を早期に発見します。

妊産婦健診料助成事業	
施策の方向性	母子の健康が確保され、安心して子どもが産めるようにし、未熟児や低体重児の出生減を目指します。また、母親の歯への関心を高めることにより、乳幼児の虫歯の保有率を低下させます。
施策の内容	妊婦健診（無制限）、妊婦歯科検診（1回）、産後健診（2回）、生後1ヶ月児健診（1回）、20週前後の健診（超音波検査）の費用を助成します。

特定不妊治療費助成事業	
施策の方向性	子どもを持つことを希望する夫婦が不妊治療を受けやすい環境づくりを図ります。
施策の内容	特定不妊治療を行う夫婦（男性不妊治療を含む）に治療費を助成します。

子ども医療費助成事業	
施策の方向性	子どもの健全な育成を推進します。
施策の内容	医療費の自己負担金の無料化を実施します。

子どもの予防接種事業	
施策の方向性	予防接種を実施することで、病気に罹患する子どもの数が減り、医療費の軽減を目指します。
施策の内容	対象者に説明書と予診票を配布して、医療機関において個別に接種し、医療機関に接種料金を支払います。

任意予防接種（インフルエンザ・おたふくかぜ）費用の助成	
施策の方向性	インフルエンザやおたふくかぜに罹患する人を減らし、医療費の軽減を図ります。
施策の内容	インフルエンザ・おたふくかぜの費用を助成します。

## 期待される役割

### 行政の役割

- 健診の重要性と利用方法を啓蒙、支援が必要な親子を支援します。
- 母子の健康を確保するため、妊産婦健診等に係る費用を助成します。

### 町民の役割

- 妊産婦健診や妊婦歯科健診を積極的に受診します。

## （４）児童福祉

### 【現状と課題】

- 近年、子どもと子育て家庭をめぐる社会環境は大きく変化し、子どもや家庭をめぐる課題は複雑化しています。そのため、子育て中の親が、不安や悩みなどを気軽に相談できる環境づくり、また、仕事をしながらでも安心して子育てができる環境づくりが求められています。また、本

町では、令和元年度に子ども・子育て基本計画（第2期）を策定し、「元気な子どもの声がきこえるまち」という目標を設定しました。住民からは妊娠から切れ目のない子育て支援や子どもの健康・発達支援、遊び場の新設について、意見が多くありました。地域ぐるみで相互に援助しあう体制、関係機関との連携、協働を充実させ、より良い環境づくりを進めていきます。

## 具体的施策

育児支援家庭訪問事業	
施策の方向性	育児ストレス（育児不安）の解消を図るとともに、ストレスに起因する児童虐待を予防します。
施策の内容	保健師やホームヘルパーが乳幼児のいる家庭を定期的に訪問します。

ファミリーサポート事業	
施策の方向性	子育て中の親の、仕事と育児の両立を図るため、一時的な預かりを実施し、安心して働くことができる社会環境を築き、相互に援助しあうネットワークを形成します。
施策の内容	一時預かりやこども園等への送迎や子育て支援講座を開催します。また、ファミリーサポートセンターとの交流会を実施します。

カンガルークラブ	
施策の方向性	子育て中の保護者が集うことにより、育児ストレス（育児不安）や孤立感解消を図るとともに、子育て中の仲間との交流を図ります。
施策の内容	子育て中の親子等の交流の場として「カンガルークラブ」を開催、子育て相談も受け付け、地域の子育て情報を提供します。

すこやか赤ちゃん誕生祝金事業	
施策の方向性	安心して子どもを産み、子育てができるよう支援し、出生率の向上と健やかな子どもの発育、児童の健全育成を目指します。
施策の内容	すこやか赤ちゃん誕生祝金として、第1子と第2子には10万円、第3子は50万円、第4子は100万円、第5子は150万円を給付します。第3子以上には健全育成奨励金50万円を給付し子育て支援を図ります。

乳幼児全戸訪問事業	
施策の方向性	産後のうつ病等を早期に発見し、適切な支援を行い、虐待等の予防を図ります。
施策の内容	保健師及び助産師が乳児のいる家庭を訪問し育児の相談相手になり、保健師及び助産師が産後うつ病の早期発見、母乳栄養の推進、子どもの発達確認のため、訪問し支援します。

子育て世代包括支援センター	
施策の方向性	家庭が抱える課題を構造的に据えた上で、関係機関と連携を図りながら子育て支援の役割を担います。
施策の内容	保健師が妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児等に関する様々な相談に応じ、支援を必要とする者には支援プランを策定します。

室内遊び場整備事業	
施策の方向性	気軽に子育て・孫育て中の人と人との交流の場となり、子どもの発達（年齢）に応じた共通の遊び場・親子互いに成長し合う施設を整備します。
施策の内容	子どもの発達に応じ、安全に体を動かさせ、なおかつ最先端技術(デジタル)を取り入れることにより幅広い年齢が利用できる遊び場を整備し、近隣市町村との差別化を図ります。

## 期待される役割

### 行政の役割

- 保護者の相談に迅速かつ的確に対応します。
- 子育て情報の発信や子育てサークル活動を支援します。

### 町民の役割

- 子どもを大切に育てるために、地域ぐるみで協力します。
- 子育て相談やサークル活動を通じて、保護者間の交流を深めます。

## (5) 高齢者福祉

<p><b>【現状と課題】</b></p> <p>●本町では若い世代の流出が進み、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加しています。高齢者が住み慣れた地域の中で安心して暮らしていくためには「地域包括ケアシステム」を構築する必要がありますが、まだ整っていない状況です。若い世代が減少する中で、今後の生活を支えるためには「公助」、「共助」だけでなく、「自助」を基本とし、町と協働しながら、支え合う「互助」の体制をつくっていくことが重要です。更に、認知症は高齢化とともに、その対策は重要な課題となっています。認知症の原因となっている要因を分析し、その予防を図るとともに、高齢者や要介護者等及び家族が、多様化する諸問題を相談することが出来て、安心して生活できる環境づくりのハード面と相互の体制を整える必要があります。</p>
---

## 具体的施策

在宅福祉サービス	
施策の方向性	在宅で介護を受けている高齢者や自立しているが一人暮らしの高齢者が快適な生活ができるように支援します。
施策の内容	在宅の65歳以上の単身世帯及び高齢者のみの世帯、それに準ずる世帯等に、在宅高齢者の日常生活用具給付事業、介護用品給付事業、訪問理美容サービス事業、寝具洗濯乾燥消毒サービス事業、軽度生活援助事業、高齢者安心サポート事業等の全部又は一部を社会福祉協議会に委託して実施します。

敬老会	
施策の方向性	多年にわたり社会につくしてきた高齢者を敬愛し、長寿をお祝いします。
施策の内容	75 歳以上の高齢者に記念品及び 80 歳以上の高齢者には併せて敬老祝い金を支給します。敬愛と長寿を祝い式典及びアトラクションを実施します。

高齢者クラブの再編と介護予防事業	
施策の方向性	閉じこもり防止、認知症予防、要介護者の早期発見、生涯学習を推進し、高齢者クラブの活動を支援します。
施策の内容	活動をしたくても住所地に高齢者クラブがなく、活動できない高齢者のために旧小学校学区の 5 地区プラス東山地区に高齢者クラブを再編します。

地域包括ケアシステムの構築	
施策の方向性	利用者のニーズに応じた、切れ目ないサービス提供システムを確立し、高齢者が要介護状態となっても、可能な限り住みなれた地域において継続して生活できる地域包括ケアシステムを構築します。
施策の内容	高齢者が在宅で安心して過ごせるよう、情報共有等、医療と介護の連携を図るとともに、近隣住民の支え合い精神の醸成を図ります。

高齢者の筋力づくり	
施策の方向性	運動を始める契機や健康に対する意識づけをして、自主的な運動活動を促し、筋力の維持や介護予防・健康寿命の延伸に繋がります。
施策の内容	保健福祉センターのトレーニングルームを活用して、マシンを利用した教室を開催するとともに自主的な健康づくりの拠点とします。

デイサービスセンター建設	
施策の方向性	平成 2 年に建設された老人福祉センター館山荘は老朽化が進んでいるため、新たな場所にデイサービスセンターを建設することにより、要支援・要介護者等その家族及び総合事業対象者が安心して利用できる施設を提供します。
施策の内容	要支援及び要介護状態になっても、住み慣れた地域で生活を送れるようデイサービスセンターを建設します。

## 期待される役割

### 行政の役割

- 介護予防を推進して、介護者の負担軽減や、要介護者や一人暮らし高齢者等が快適な生活をおくれる環境づくりの構築に努めます。
- 高齢者のニーズの把握と利用しやすいサービスを提供します。
- 高齢者が生きがいをもって活躍できる機会を提供します。
- お互い助け合う環境づくりの普及啓発に努めます。

## 町民の役割

○いつまでも元気に生活することができるように、介護予防運動や体力づくりに努めます。

## (6) 障がい者福祉

### 【現状と課題】

●障がい者の地域生活移行が進むなか、障がい者やその家族のニーズにあった福祉サービスの提供を行っていますが、障がい者の雇用及び地域資源を充実させることが、なかなか進展していない現状があります。本町では、平成29年度に障がい者基本計画及び障がい福祉計画（Ⅴ期）を策定し、「すべての障がい者が、必要な支援を受けることにより、住みなれた地域において社会参加し、安定した自立生活を送ることができるまちづくりを目指す」という基本理念を設定しました。現在は、第6期障がい者基本計画及び障がい福祉計画を策定中です。この基本理念に基づき、障がい者が地域で安心して暮らせるための障がい福祉サービスの充実を図るとともに、障がい者の雇用・就労に向けて関係機関との連携を密にし、支援していく必要があります。

## 具体的施策

在宅福祉サービス事業	
施策の方向性	障がいを持つ人の日常生活支援の充実を図り、安心して暮らせる環境を構築します。
施策の内容	障がい福祉サービス等や日常生活用具等を給付します。

基幹相談支援センター事業	
施策の方向性	身体障がい者（児）、知的障がい者（児）等の総合的・専門的な相談支援体制、地域の相談支援体制の充実・強化を図るために、中核的な役割を担う機関を設置します。
施策の内容	東白川郡4町村合同の基幹相談支援センターを設置し、様々な困りごとに対応するため、自立支援・相談支援の強化を図ります。また、地域の学校・各施設等と連携を図りながら地域で暮らす障がい者の方々のサポートを行います。

## 期待される役割

### 行政の役割

○地域での自立支援と社会参加を促進し、障がい者が地域で生活しやすくするための基盤整備を整えます。

### 町民の役割

○障がいへの理解と知識を深め、ボランティア活動への参加など、積極的に受け入れる体制づくりを行います。



## (7) 地域福祉

### 【現状と課題】

- 人口減少と少子高齢化社会の進行に伴い、今後ますます地域が抱える福祉課題が多様化していき、社会的コミュニケーションが難しい方やひきこもり等の方が地域から孤立化することが考えられます。町民同士がお互いに支え合いながら、誰もが自分らしく暮らせる地域社会の実現に向け、社会福祉団体等との連携・協働による福祉活動への参加や活動分野の拡大を推進する必要があります。

### 具体的施策

社会福祉関係団体の強化	
施策の方向性	社会福祉協議会を中心に民生児童委員、ボランティア団体、行政区などの協力体制を強化します。
施策の内容	各施設の清掃活動や花いっぱい運動を通して、町内の環境美化運動の推進など、町民と行政が一体となった地域ぐるみの福祉活動を推進します。

買い物支援対策事業	
施策の方向性	商店街、福祉サービス事業所等、これまで事業の方向性が違った業種のコラボレーションを促し、独自の買い物支援を行います。
施策の内容	まちの駅を中心とした買い物支援と見守りを同時に行う仕組みの継続及び新規加入者の増加、更に移動販売車を利用し、顧客へのサービスの充実を図ります。

### 期待される役割

#### 行政の役割

- ボランティア団体育成・ボランティアコーディネーターの養成等を行います。
- 買い物支援と見守りを同時に行います。
- 社会的コミュニケーションが難しい方やひきこもり等の方、そのご家族が相談できる窓口を町民福祉課内に設置します。

#### 町民の役割

- ボランティア活動へ積極的に参加します。
- 買い物支援を利用することで地域社会とふれあい、町内商店の活性化を図ります。

#### 4. 生活環境分野～安全・安心に暮らし続けられるまちづくり～

まちづくりの 施策	施策分野	具体的な施策	
4. 安全・安心 に暮らし続け られるまちづ くり (生活環境分 野)	(1) 環境衛生	生活雑排水処理対策	P. 53
		公害対策	P. 53
		霊園の分譲及び維持管理	P. 53
		再生可能エネルギー推進事業	P. 53
	(2) 消防・救急	防火水槽設置	P. 54
		消防施設整備	P. 54
	(3) 防犯	防犯灯維持管理事業	P. 55
	(4) 防災	各地区への災害時用品等備蓄	P. 55
		防災体制整備	P. 55
	(5) 交通安全	交通安全施設整備事業	P. 56

## (1) 環境衛生

### 【現状と課題】

- 本町は、豊かな自然に恵まれ、自然と共生した生活を営みながら、地域においてそれぞれの伝統や文化を創り上げ、生活環境を保全してきました。今後も将来の世代に継承していく役目があります。また、多様化する生活様式に加え、生活雑排水の流入による河川の水質汚濁を抑制するために、合併処理浄化槽の設置を推進して生活環境の維持・向上に努め、町民の生活の安定を図る必要があります。
- 地球環境に与える負荷を低減するため、環境にやさしい再生可能エネルギーの取組みを推進し、二酸化炭素の排出を抑制する社会を形成する必要があります。

### 具体的施策

生活雑排水処理対策	
施策の方向性	町民の水質改善への意識の高揚と河川の水質浄化を図ります。
施策の内容	農業集落排水事業への加入促進と合併処理浄化槽設置整備事業を推進して、生活排水の適切な処理、河川の水質の浄化に努めます。

公害対策	
施策の方向性	豊かな自然環境を保全し、公害を未然に防止するよう努めます。
施策の内容	畜産施設や工場施設の立入指導を行い、騒音・振動・悪臭といった公害の発生の防止や抑制に努めます。

霊園の分譲及び維持管理	
施策の方向性	墓地の提供と適切な維持管理を図ります。
施策の内容	町外からの居住者等に対しての墓地を提供します。

再生可能エネルギー推進事業	
施策の方向性	地球温暖化対策の一つとして住宅用太陽光発電システム等の導入を積極的に支援することにより、その普及促進と再生可能エネルギーに関する町民意識の高揚を図ります。
施策の内容	太陽光発電等の再生可能エネルギーの普及に向けた取組みを支援します。

### 期待される役割

#### 行政の役割

- 自然環境の大切さを啓発し、環境美化及び地球温暖化対策を普及促進します。

#### 町民の役割

- 環境意識を日頃より心がけ、環境保全に努めます。

## (2) 消防・救急

### 【現状と課題】

- 本町の消防は、白河地方広域市町村圏消防本部管轄矢祭分署と矢祭町消防団で構成されています。矢祭分署には水槽付きポンプ車1台、救急車1台、広報車1台が配備されており、職員9名による常備消防体制が取られています。一方、矢祭町消防団は、自動車ポンプ4台、小型動力ポンプ及び積載車13台、団員は団長以下288名で組織されています。近年、消防団員の多くは会社勤めで、昼間の火災時には人員確保が困難になっていることから、初期対応にあたる補完組織として、消防団協力隊や役場消防隊が組織されています。
- 救急医療は社会の大事なセーフティネットであるが、救急医療を必要としない患者等により、本来救急が必要とされる患者が適切な処置を受けられないケースが、全国的な問題となっており、困った時に適切な医療を受けられるよう病院と救急隊だけの問題とせず、医療関係者、行政、そして利用する患者がそれぞれの立場から取り組む必要があります。

### 具体的施策

防火水槽設置	
施策の方向性	町内全域の防火水槽を整備し、火災発生時の消防水利を確保します。
施策の内容	無蓋の防火水槽の有蓋化、老朽化の顕著な防火水槽を更新し、耐震性防火水槽を設置します。

消防施設整備	
施策の方向性	消防施設（消防自動車・小型動力ポンプ）を整備し、消防体制の強化を図ります。
施策の内容	消防自動車及び小型動力ポンプ等を更新します。火の見櫓からモーターサイレン付つりさげ柱への更新を図ります。

### 期待される役割

#### 行政の役割

- 防災設備を整えます。

#### 町民の役割

- 自己防災意識を高め、防火や救急についての理解を深めます。

## (3) 防犯

### 【現状と課題】

- 近年の犯罪の発生傾向は、複雑・多様化しています。そのため、犯罪が発生しにくい安全で安心なまちを実現するために、家庭・地域・学校・関係機関が連携を図りながら、町民一人ひとりの防犯意識を高め、地域ぐるみの活動を展開していく必要があります。

## 具体的施策

防犯灯維持管理事業	
施策の方向性	維持管理費用の抑制に努めます。
施策の内容	町内 LED 防犯灯の適切な維持管理に努めます。

## 期待される役割

### 行政の役割

○地域防犯の体制強化を推進します。

### 町民の役割

○防犯意識の向上と自主的な活動に取り組めます。

## (4) 防災

【現状と課題】
<p>●近年、日本各地で地震や自然災害などが相次いで発生し、甚大な被害が発生しております。本町では、町民の安全な暮らしを守るため、「矢祭町地域防災計画」を策定していますが、自然災害へのより一層の備えのため防災計画の更新を実施し、地域防災体制の強化を図ります。なお、災害発生時や避難指示等の情報については、IP電話等により迅速かつ確かな避難情報の提供ができるよう強化していくとともに、避難所開設時の備蓄品の整備及び維持・管理を適正に行い、避難体制の確立に向けて取り組んでいきます。また、世界規模での新型ウイルスによる感染拡大が問題視されており、避難所における感染拡大に対する対策が必要となっているため、避難所開設時でのウイルス感染対策への整備を実施します。今後いつ起こるか予想できない大規模災害などに備え、日頃から防災対策の推進や意識の高揚を図ることが重要であり、町民への防災について啓発・広報を進め、地域ぐるみで防災の備えが大切です。</p>

## 具体的施策

各地区への災害時用品等備蓄	
施策の方向性	有事の際に地区独自で避難所開設が可能となるよう、各地区へ避難所用品等の備蓄を進めます。
施策の内容	各避難施設へ避難所用品や生活物資等を備蓄します。 令和元年台風第19号により町内が甚大な被害を受けたことを踏まえ、10月12日を「防災の日」として制定し、毎年「防災の日」に併せて各地区の備蓄状況等の点検などを実施します。

防災体制整備	
施策の方向性	都市部等の市区町村との相互協力協定を締結し、防災体制の強化を図ります。
施策の内容	災害時における職員不足や災害物資の不足に対応するため、都市部等の市区町村との相互協力協定を締結し、防災体制の強化を図ります。

## 期待される役割

### 行政の役割

- 防災対策と防災の啓発活動を推進します。
- 防災対策と防災の体制整備の強化を図ります。

### 町民の役割

- 防災意識を高め、防災訓練などの地域防災活動に参加します。
- 防災への理解を深めます。

## (5) 交通安全

### 【現状と課題】

- 本町において、自動車は生活する上で欠かせないため、今後、高齢化が進むと、高齢者の運転による交通事故が増加する恐れがあります。子どもから高齢者までが交通安全教育や運転マナーなど、交通教育の普及啓発により、交通に対する理解を深める必要があります。また、町内には、まだ見通しの悪いカーブミラー未設置箇所やガードレールのない路肩など交通事故が発生しやすい箇所が残されており、交通事故を未然に防ぐため、交通安全施設の設置を進めて、交通安全対策を図る必要があります。

## 具体的施策

交通安全施設整備事業	
施策の方向性	町民を交通事故から未然に守ります。
施策の内容	交通安全施設の設置を促進します。カーブミラーの設置・維持管理を行います。

## 期待される役割

### 行政の役割

- 交通安全教育の推進、交通安全施設の整備を促進します。

### 町民の役割

- 交通安全についての理解を深めます。

## 5. 生活基盤分野～快適さと利便性をもつまちづくり～

まちづくりの 施策	施策分野	具体的な施策	
5. 快適さと利便性をもつまちづくり (生活基盤分野)	(1) 道路・橋梁・河川	国道349号下関工区改良事業	P.58
		国道349号小田川Ⅱ工区改良事業	P.58
		県道石井大子線茗荷Ⅱ工区改良事業	P.58
		県道下関河内・小生瀬線改良事業	P.58
		国道118号歩道整備事業	P.59
		長寿命化修繕計画による橋梁修繕事業	P.59
		復興再生基盤整備事業中石井3期地区	P.59
		林道簡易舗装事業	P.59
		林道維持管理事業	P.59
		町道舗装補修事業	P.59
		農道舗装補修事業	P.59
		国道349号改良事業	P.60
		久慈川河川改修事業	P.60
		河川土砂撤去	P.60
	(2) 水道	上水道事業	P.60
	(3) 住宅	個人住宅改良支援事業	P.61
		木造住宅耐震診断者派遣事業	P.61
		木造住宅耐震改修支援事業	P.61
		空き家対策事業	P.62
		ニ・三世代同居支援事業に係る新築住宅等の固定資産税の特例措置	P.62
	(4) 交通	県市町村生活バス補助事業	P.62
タクシー利用助成事業		P.63	
(5) 情報通信	IP告知システムと地上デジタル放送再配信システムの整備	P.63	
(6) 市街地活性化・交流拠点づくり	東館駅周辺整備事業	P.64	

## (1) 道路・橋梁・河川

### 【現状と課題】

- 本町の道路は国道118号と国道349号が主軸となり、県道石井・大子線、県道下関河内・小生瀬線、県道矢祭山・八槻線の3路線と合わせて広域道路網を形成しています。また、これに有機的に結びつく町道が町民生活の基盤を支えています。国道118号、国道349号等において、引き続き道路改良等を行う必要があります。
- 町道の橋梁は、現在73橋あり、このうち建設後50年を経過する橋梁は14%、20年後には80%程度に増加します。そのため、修繕・架け替えに要する費用が増大する恐れがあります。
- 公共工事で発生した残土の処理が課題となりつつあるため、土場の確保を検討していく必要があります。
- 農道の整備は、農業の近代化や生産物流通の合理化等に資するものであり、一方、集落間や集落と基幹的道路等を結ぶ生活道路としての役割もあり、計画的な整備と維持管理が必要です。
- 林道については順調に整備されており、森林施業の適切な推進と林業経営の効率化を図るため、状況を見ながら整備と維持管理を進めていきます。

### 具体的施策

国道349号下関工区改良事業	
施策の方向性	事業の早期完了を働きかけることで、交通渋滞の緩和と歩行者の安全確保を図ります。
施策の内容	県への事業促進要望を行います。道路拡幅、線形の修正及び一部バイパス化道路改良 L=4,400mW=6.5(11.0)m

国道349号小田川Ⅱ工区改良事業	
施策の方向性	事業の早期完了を働きかけることで、狭隘区間の解消と歩行者の安全確保を図ります。
施策の内容	県への事業促進要望を行います。国道のバイパス化道路改良 L=1,340mW=6.5(11.0)m

県道石井大子線茗荷Ⅱ工区改良事業	
施策の方向性	事業の早期完了を働きかけることで、交通渋滞の緩和と歩行者の安全確保を図ります。
施策の内容	県への事業促進要望を行います。県道のバイパス化道路改良 L=490mW=5.5(7.5)m

県道下関河内・小生瀬線改良事業	
施策の方向性	事業の早期完了を働きかけることで、交通渋滞の緩和と歩行者の安全確保を図ります。
施策の内容	県への事業促進要望を行います。部分的な道路拡幅及び線形の修正道路改良 L=164mW=4.0(5.0)m



国道118号歩道整備事業	
施策の方向性	事業の早期完了を働きかけることで、交通渋滞の緩和と歩行者の安全確保を図ります。
施策の内容	県への事業促進要望を行います。歩道の新設及び道路の拡幅歩道 L=1,278mW=3.5m

長寿命化修繕計画による橋梁修繕事業	
施策の方向性	道路交通の安全性を確保するとともに、これまでの事後保全的な対応から、計画的かつ予防的な対応に転換することで、橋梁の早期改修によるコスト縮減を図ります。
施策の内容	老朽化した橋梁について、長寿命化修繕計画に基づいて、修繕を行います。

復興再生基盤整備事業中石井3期地区	
施策の方向性	事業の早期完了を働きかけることで、農産物の流通体制の向上、地域の活性化を図ります。
施策の内容	県の事業推進に対し、必要な協力を行います。農道開設 L=736.0mW=4.0(5.0)m

林道簡易舗装事業	
施策の方向性	路面洗掘を防止することで、交通の安全確保及び維持管理費用の軽減を図ります。
施策の内容	路面損傷の激しい箇所を中心に、砂利道箇所の簡易舗装を行い、適正な維持管理に努めます。

林道維持管理事業	
施策の方向性	林道の適正な維持管理による交通の安全確保を図ります。
施策の内容	各林道の愛護組合の自発的な維持管理活動に対し、林道延長に応じた助成金を交付します。

町道舗装補修事業	
施策の方向性	舗装の老朽化の著しい路線から、ひび割れ、わだちの解消により、車両通行の安全を確保します。
施策の内容	路面性状調査の結果を踏まえ、防災・安全交付金等により舗装の補修を行い、適正な管理に努めます。

農道舗装補修事業	
施策の方向性	路面の洗掘防止や農産物の運搬時の安全確保等、農作業の効率化を図ります。
施策の内容	路面損傷の激しい箇所を中心に、砂利道箇所の舗装を行い、適正な維持管理に努めます。

国道349号改良事業	
施策の方向性	小田川Ⅱ工区先から埴町境までの事業化を働きかけることで、狭隘区間の解消と歩行者の安全確保を図ります。
施策の内容	県への事業促進要望を行います。道路拡幅、線形の修正及び道路改良 L=4,000m

久慈川河川改修事業	
施策の方向性	早期事業化を働きかけることで、浸水被害から守るため早期堤防整備を図ります。
施策の内容	県への事業促進要望を行います。無堤防区間の堤防整備 L = 2,800m

河川土砂撤去	
施策の方向性	町内の準用河川、普通河川に堆積した土砂等を撤去し維持管理を図ります。
施策の内容	計画的に河川内の堆積土砂を撤去し適正な管理に努めます。

## 期待される役割

### 行政の役割

- 国・県への事業実施の要望活動を行います。
- 適切な維持管理により、通行の安全を確保します。

### 町民の役割

- 道路愛護に努めます。

## (2) 水道

<p><b>【現状と課題】</b></p> <p>●本町の水道事業は、昭和47年度に第1簡易水道、昭和55年度に第2簡易水道が整備され、簡易水道の給水区域に含まれない山間部については、飲料水供給施設が整備されています。平成28年度より上水道事業に移行し、今後、水道施設の老朽化が予想され、町民生活を支える重要なライフラインとして、水道施設の計画的かつ効率的な更新を行い、安定した生活水の供給が引き続き求められます。また、東京電力第一原子力発電所事故による飲料水の放射性物質に対する不安を払拭するため、モニタリング検査を引き続き行う必要があります。</p>
---

## 具体的施策

上水道事業	
施策の方向性	安全で良質な水道水を安定して供給し、有収水率の向上を図ります。
施策の内容	老朽化した配水管の布設替えや上水道施設の整備を行います。また水質のモニタリング検査を行います。

## 期待される役割

### 行政の役割

○安心安全な飲み水を提供します。

### 町民の役割

○限りある資源として、節水に努めます。

## (3) 住宅

### 【現状と課題】

- 平成 14 年 4 月より矢祭ニュータウンの分譲が開始され、令和元年度末で 233 区画が販売され、残り 37 区画となっております。町営住宅は、昭和 37 年度に戸塚団地、昭和 48 年度に南石井団地、昭和 54 年度に関岡団地、昭和 60 年度に中央団地、平成 2 年度に東館団地が建設され、一部町営住宅は老朽化しているため、引き続き計画的な補修を行い、適切な時期に建て替えを検討する必要があります。
- 一般住宅においては、昭和 56 年以前の住宅は旧耐震基準で建築されており、今後の大きな地震発生時には危険性があります。耐震化のための取組みを継続し、住環境改善に努める必要があります。また、少子高齢化社会の影響により、今後、空き家の増加による住環境の悪化が懸念されるため、町内空き家の解消と有効活用を推進する必要があります。

## 具体的施策

個人住宅改良支援事業	
施策の方向性	早期のリフォームによる個人住宅の長寿命化と町内建築業者の仕事の確保を図ります。
施策の内容	個人住宅の町内業者に発注された改良工事に対する補助金を助成します。

木造住宅耐震診断者派遣事業	
施策の方向性	耐震診断を実施し、地震に対して強いまちづくりを推進します。
施策の内容	耐震診断費用を助成します。

木造住宅耐震改修支援事業	
施策の方向性	耐震基準を満たさないものを、耐震基準に適合するよう補強または改修することで、耐震性能の向上を図ります。
施策の内容	耐震診断を受診した建物に対し、耐震改修費用を補助します。

空き家対策事業	
施策の方向性	町内空き家の解消と有効活用を推進します。
施策の内容	空き家調査を行い、空き家の再利用や移住定住の促進と地域の活性化を図るため、空き家バンク登録を促進し利用者をつなぐ施策を講じます。特定空き家等の所有者に対し、必要な助言又は指導を行います。

二・三世代同居支援事業に係る新築住宅等の固定資産税の特例措置	
施策の方向性	子育て世代の住環境改善及び町外から転入者の増加を促進するため、住宅取得時の固定資産税を軽減し、子育て世代の経済的支援及び定住を図ります。
施策の内容	住宅取得後3年間（長期優良住宅は5年間）1/2の固定資産税の減額措置に該当する場合に、町が課税する残り1/2の固定資産税を減免します。

## 期待される役割

### 行政の役割

- 耐震診断の必要性に関する理解を醸成します。
- 空き家データベースの構築・空き家リサイクル事例を発掘します。

### 町民の役割

- 地震に対する耐震改修の必要性の理解に努めます。
- 空き家に関する情報提供・空き家再利用に関する理解を深めます。

## (4) 交通

【現状と課題】
<ul style="list-style-type: none"> <li>●本町は東館・棚倉線、追分線、上茗荷線、中学校・大槻線、中学校・ニュータウン線、の計5路線を運行していますが昼間の時間帯のバスがないので、通院や買い物に不便をきたしている現状があります。今後、人口減少や少子高齢化社会の進展に伴い、鉄道・バスといった公共交通事業を取り巻く環境が年々厳しさを増している中、生活の足である公共交通機関の輸送人員の減少により、路線バスを中心とする既存の公共交通ネットワークの規模縮小やサービスの低下が懸念されています。高齢化社会の進展に伴い増加すると見込まれる、自らの移動手段を持たない交通弱者対策はもとより、地域社会の活力の維持・向上を図るうえでも、公共交通の安定的な運営に向けた取組みを強化する必要があります。</li> <li>●東館駅トイレは女性、高齢者や幼児が安心して利用しやすいトイレに改修する必要があるため、東館駅周辺まちづくり計画と併せて改修計画を検討します。</li> </ul>

## 具体的施策

縣市町村生活バス補助事業	
施策の方向性	幼稚園児から高校生の通学手段及び一般町民の交通手段の確保を目指します。
施策の内容	5路線の運行欠損額については県と町で助成します。

タクシー利用助成事業	
施策の方向性	高齢者等の交通手段として実効的な利用しやすい交通体系の確立を目指します。
施策の内容	1回の利用につき、料金の2分の1に相当する額を助成し、上限は、3千円とします。引き続き、より良い交通網の整備、利用しやすい交通体系を研究します。

## 期待される役割

### 行政の役割

○効率的な交通体系の確立、町民ニーズによる交通網の確保を目指します。

### 町民の役割

○路線バスの積極的な利用と、その促進のための地域が協力し合えるコミュニティを確立します。

## (5) 情報通信

### 【現状と課題】

- 平成22年度に光ファイバー網の整備を町内全域で行い、インターネット環境が整備されました。しかし、IP告知システムは情報伝達の情報端末として、町内の多くの家庭においては活用出来ていますが、新規転入者等の加入率は低いため、加入促進を図る必要があります。また、追加整備の工事には時間がかかってしまう状況があります。

## 具体的施策

IP告知システムと地上デジタル放送再配信システムの整備	
施策の方向性	有事の際の広報・伝達等に役立てるように、町内全世帯でIP告知システムが視聴できる環境の整備を図ります。
施策の内容	地上デジタル放送再配信システム・IP告知システム・その他関連設備を更新し的確な情報の配信と加入促進を図ります。

## 期待される役割

### 行政の役割

○情報発信と加入促進を図ります。

### 町民の役割

○情報の共有を図り、地域のコミュニティを高めます。

## (6) 市街地活性化・交流拠点づくり

### 【現状と課題】

- 東館駅周辺地区は、鉄道東側には役場、中央公民館や商店街が立地し、鉄道西側には、ユーパル矢祭、スインピア矢祭、ふれあい広場等の娯楽・スポーツ施設が立地し、町民の生活と交流を支える本町の中心地なっていますが、公共施設の老朽化や空き家・空き店舗が増加しています。また、鉄道東西を結ぶ道路は町道桃木・滝ノ沢線のみで、東西の連携は十分ではありません。

### 具体的施策

東館駅周辺整備事業	
施策の方向性	令和3年度以降実施設計に着手し、第1期計画を4年かけ整備を進めていきます。
施策の内容	駅舎・公衆用トイレ・中央公民館の整備、駅東側商業施設空洞化対策など関連事業を実施します。

### 期待される役割

#### 行政の役割

- JRや地権者、関係機関との協議を行います。

#### 町民の役割

- 東館駅周辺・商店街等の活性化を図るための各種活動に協力します。

## 6. 産業・雇用分野～賑わいを生む、ここにしかない魅力あるまちづくり～

まちづくりの 施策	施策分野	具体的な施策
6. 賑わいを生 む、ここにしか ない魅力ある まちづくり (産業・雇用分 野)	(1) 農林業	耕作放棄地解消事業 P.66
		イノシシ等被害防止対策設備の設置推進及び巡回指 導 P.66
		森林散策普及事業 P.66
		新規就農者支援対策事業 P.66
		農業担い手経営発展助成事業 P.66
		農業用施設バンク事業 P.67
		こんにゃく栽培普及事業（一畝一大プロジェクト） P.67
		特産品PR支援事業 P.67
		地域産業振興基金事業 P.67
		地域ブランド認証制度の構築 P.67
	(2) 商工業	商工業経営合理化資金融資貸付預託事業 P.68
		商工業経営合理化資金信用保証料補助事業 P.68
		商店版改良支援事業 P.68
		地域ブランド認証制度の構築（再掲） P.69
	(3) 観光	グリーン・ツーリズム推進事業 P.69
		観光資源整備事業 P.69
		観光地整備事業 P.69
		やまつり道の駅整備調査事業 P.70
		地域ブランド認証制度の構築（再掲） P.70
	(4) 雇用	企業誘致の推進 P.70
		UIJ ターン就職奨励金支給事業 P.70
	(5) 定住	地域おこし協力隊受入事業 P.71
		子育て世帯定住支援事業 P.71
移住支援金給付事業 P.71		
高校生・大学生移住定住促進まちづくりプロジェクト P.72		

## (1) 農林業

### 【現状と課題】

- 本町の農業をめぐる環境は、農業従事者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加等が進行するなど厳しさが増す状況です。しかし、農業の発展維持を図るため、今後、意欲ある農業担い手を支えながら、農業を展開していく必要があります。
- 森林の適正な管理により、森林の持つ多面的機能の維持と林業の振興に努めながら、町民が森林と触れ合える機会を提供し、森林整備の重要性を認識してもらう必要があります。

### 具体的施策

耕作放棄地解消事業	
施策の方向性	耕作放棄地を解消するとともに、町振興作物の作付け拡大を図ります。
施策の内容	耕作放棄地を解消し、町振興作物・景観作物を作付けする取組に対して定額助成を行います。

イノシシ等被害防止対策設備の設置推進及び巡回指導	
施策の方向性	被害防止対策設備の普及及び適正な設置により、有害鳥獣による農作物被害の低減を目指します。
施策の内容	イノシシ被害防止対策設備の設置に対して定率補助を行います。設置済みの設備について巡回確認を行うとともに、必要に応じて被害防止対策の設置方法の指導を実施します。

森林散策普及事業	
施策の方向性	森林とふれあう機会を増やすことで町民の森林理解を深めます。
施策の内容	森林散策イベント・森林ふれあいイベントを開催します。

新規就農者支援対策事業	
施策の方向性	新規就農希望者の掘り起こし、町内農業の活性化を図ります。
施策の内容	就農相談窓口を設置します。認定農業者への誘導、制度資金の紹介、農業用施設バンクを通じた農機具のあっせんなどの各種支援策を一元的に講じます。

農業担い手経営発展助成事業	
施策の方向性	認定農業者等の担い手が先端技術を積極的に導入することで、農産物の品質向上を図り、産地としての魅力向上を図ります。
施策の内容	施設整備に関する県単補助事業（補助率3割程度）に、2割の上乗せ助成を行います。



農業用施設バンク事業	
施策の方向性	農業用施設の有効活用を図ります。
施策の内容	現在使われていない又は将来的に使用されなくなる見込みの農業用施設に関する情報を収集し、新規就農者等希望者にマッチングする仕組みを構築します。農業用施設リサイクルを図るための最低限のメンテナンスを実施します。

こんにゃく栽培普及事業（一畝一大プロジェクト）	
施策の方向性	すでに幻の種イモとなりつつある「在来種」の栽培、普及を図ることで、「幻のこんにゃく」の産地としての地位確立を進めるとともに、一般家庭への種イモ提供を通じて、加工技術や食文化の次世代への継承を図ります。
施策の内容	こんにゃく栽培農家に「在来種」の「種イモ」を配布し、栽培、普及活動を促進します。一般家庭に増やした「種イモ」を提供し、こんにゃくと触れ合う機会の提供を行います。

特産品PR支援事業	
施策の方向性	町特産品の知名度の向上及び町のPRを推進します。また、新たな特産品と成り得る商品の開発に対しても助成を行います。
施策の内容	特産品を対外的にPRする活動（出張PR、アンテナショップへの出店、メディア活用型PR活動等）に対して助成します。また、新たな町の特産品となりうる地場産品（ラズベリー等）を活用した製品開発などの取り組みに対して助成します。

地域産業振興基金事業	
施策の方向性	地域資源を活した新たな試みに取り組もうとする者を支援し、農林商工業等の地域産業の振興を図ります。
施策の内容	矢祭町の特産品等を活用する新たなアイデアの掘り起こし、プランニング等の取組みに助成を行います。

地域ブランド認証制度の構築	
施策の方向性	風評被害を払拭し、矢祭町で生産される農林水産物等を矢祭町の自然や歴史、風土、文化などと結びつけることで、その価値が広く認知されるよう矢祭町ブランドの形成を図ります。
施策の内容	矢祭町のおいしい水で育てた農林水産物や生産者等の地域ブランド化に向けた基準を設定するとともに、GAP取得を支援します。

## 期待される役割

### 行政の役割

- 耕作放棄解消可能農地の情報を提供します。
- 鳥獣被害防止に関する情報を提供します。
- 森林関連のイベントを開催します。
- 農業先端技術等の情報を提供します。

- こんにゃく栽培等、ふれ合いの場を提供します。
- 商品開発に伴う各種連絡調整を行います。
- 各団体の連携及び会議の場の設定、資金の調達への助言を行います。
- 生産工程管理に関する指導助言を行います。

### 町民の役割

- 積極的に耕作放棄地の解消に努めます。
- 有害鳥獣対策専門員のアドバイスを活用した自発的な対策の強化を行います。
- 森林イベント等に積極的に参加し、森林に対する理解を深めます。
- 先端技術の積極的な導入による、農業経営の高度化・効率化を図ります。
- 不使用農業用施設に関する情報を提供します。
- こんにゃく栽培、加工等へ積極的に取り組みます。
- 新たなアイデアの掘り起こしに積極的に参加します。
- 垣根を超えた連携体制の構築を支援します。
- 生産工程管理に努めます。

## (2) 商工業

### 【現状と課題】

- 大型店等の出店により、地域の商店街の経営は厳しい現状があります。そのため、商店街のシャッター街化は全国的な問題となっておりますが、矢祭町も例外ではない状況もあります。商店街の活性化は、魅力ある地域づくりに欠かすことのできないコミュニティであり、引き続き、町内商工業者と連携して展開を進める必要があります。

### 具体的施策

商工業経営合理化資金融資貸付預託事業	
施策の方向性	運転資金や設備資金の円滑な融資環境を整えることで、町内商工業者の経営安定や経営改善を推進します。
施策の内容	運転資金又は経営合理化に必要な設備資金の融資枠を確保します。

商工業経営合理化資金信用保証料補助事業	
施策の方向性	商工業の経営合理化を促進します。
施策の内容	商工業経営合理化資金により、運転資金又は経営合理化に必要な設備資金の融資を受ける場合に、福島県信用保証協会に支払う信用保証料の負担を軽減します。

商店版改良支援事業	
施策の方向性	個人商店のリフォームによる経営改善と町内活力の向上及び町内建築業者の仕事確保を目指します。
施策の内容	町内業者に発注された改良工事に対して補助金を交付します。

地域ブランド認証制度の構築（再掲）	
施策の方向性	風評被害を払拭し、矢祭町で生産される商品等を矢祭町の自然や歴史、風土、文化などと結びつけることで、その価値が広く認知されるよう矢祭町ブランドの形成を図ります。
施策の内容	矢祭町で生産された商品や生産者等の地域ブランド化に向けた基準を設定します。

## 期待される役割

### 行政の役割

○商工会をはじめとする、商工団体との連携強化を図りながら、事業者の経営改善と後継者による経営継続を支援します。

### 町民の役割

- 魅力ある商店街づくりに努めます。
- 経営の安定化や産業間連携による新たな事業展開に取り組みます。

## （3）観光

<b>【現状と課題】</b>
●本町は多くの観光資源に恵まれているが、活性化に結び付けるために、既存の観光資源の付加価値向上や新たな観光資源の掘り起こし、さまざまなルートを通じ、観光情報を発信する必要があります。また、日帰り旅行のみではなく、宿泊施設を利用した滞在型観光を目指すため、地域おこし協力隊によるゲストハウスの開設や観光施設の整備及びPRを推進する必要があります。

## 具体的施策

グリーン・ツーリズム推進事業	
施策の方向性	グリーン・ツーリズムや農家民宿開設の推進により、これらを通じた観光客の増加を図ります。
施策の内容	町協議会の設立を目指し、農家民宿開設等に係る費用の一部を補助します。（旅館業法許可申請手数料、消防設備代を補助）

観光資源整備事業	
施策の方向性	計画的な整備を行うことにより、観光資源としての魅力を高め、観光誘客につなげます。
施策の内容	観光資源管理計画の策定の見直し及びそれに基づく整備を推進します。

観光地整備事業	
施策の方向性	観光施設及びその周辺について、散策しやすい環境を整え、観光客の増加につなげます。
施策の内容	県立自然公園矢祭山や滝川溪谷、八溝山天然林の遊歩道整備、滝川の里、館山ランド等観光施設における情報通信環境を整備します。

やまつり道の駅整備調査事業	
施策の方向性	観光の拠点としての情報発信・地場製品の販売など地域振興及び地域交流の場として道の駅を整備し、交流人口の増加を図ります。
施策の内容	道の駅を整備するための調査を行います。

地域ブランド認証制度の構築（再掲）	
施策の方向性	風評被害を払拭し、矢祭町の観光資源を矢祭町の自然や歴史、風土、文化などと結びつけることで、その価値が広く認知されるよう矢祭町ブランドの形成を図ります。
施策の内容	矢祭町の観光資源のブランド化に向けた基準を設定します。

## 期待される役割

### 行政の役割

- 観光担い手育成のための各種協議会等を開催します。
- 周辺市町村と連携した周遊ルートを提案します。

### 町民の役割

- 各種協議会等への積極的に参加します。
- 町全体での観光で訪れる方をもてなす心を大切に接します。

## （４）雇用

【現状と課題】
●町内において有効な雇用の場が少ないため、町内の就職希望者が町外に流出してしまうことがあります。誘致した企業の中には、工場敷地の拡張、大規模な設備投資を行い、町内雇用が増加することが見込まれている企業等も在ります。引き続き、企業誘致を推進するとともに、産業の振興による就業の場の確保をする必要があります。

## 具体的施策

企業誘致の推進	
施策の方向性	若い世代が矢祭町で安心して暮らせるよう、製造業にこだわらない就業の場の確保を目指します。
施策の内容	新たな生活様式に対応する、幅広い産業からの誘致を推進し、若い世代の就業の場の確保に努めます。

UIJ ターン就職奨励金支給事業	
施策の方向性	UIJ ターンを促進し、町内の労働力の確保を目指します。
施策の内容	奨学金貸与者で、高校・大学を卒業後、町内に定住し、新規に正規雇用により就業した者に奨励金を支給することで就職後の新生活を支援します。

## 期待される役割

### 行政の役割

- 誘致企業の受入体制の整備を推進します。
- 新たな産業企業の希望に合う空き店舗や空きスペースの確保を行います。
- 「過疎地域自立促進特別措置法」等の税制優遇制度の情報提供を行います。
- 町内への定住者の生活支援を行います。

### 町民の役割

- 誘致企業受入れに対する理解を深めます。
- 情報の提供を行います。
- 町内への定住を図ります。

## (5) 定住

### 【現状と課題】

- 少子高齢化の影響により、人口減少が進み、地域経済は衰退する恐れがあるため、町外からの移住や首都圏との関係人口の増加を図り、定住を促進する必要があります。そのために、本町の魅力及び地域資源等を掘り起こし、町外の定住希望者への情報発信等を行う必要があります。また、雇用・住宅・結婚・子育てなど、定住に必要な関係分野と連携し進めることが求められています。

## 具体的施策

地域おこし協力隊受入事業	
施策の方向性	町民と地域おこし協力隊が一体になって、地域資源の掘り起こしや情報の発信等により、地域活動の活性化を目指します。
施策の内容	地域課題の解決に取り組む町民と、矢祭町に関心のある地域おこし協力隊とのマッチングを図り、町内外の力を活用した地域活動の活性化を支援します。

子育て世帯定住支援事業	
施策の方向性	子育て世帯の住宅取得を支援して、子育て世帯の定住を図ります。
施策の内容	新たに住宅を取得しようとする町内外の子育て世帯に助成するとともに、他市町村からの移住を促進するため、矢祭ニュータウンと連動した新たな助成制度を検討します。

移住支援金給付事業	
施策の方向性	移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消を図ります。
施策の内容	就職マッチングサイトにより対象となる企業に就職した方又、福島県起業支援金の交付決定を受けた方に、世帯の場合は100万円・単身の場合は60万円を交付します。

高校生・大学生移住定住促進まちづくりプロジェクト	
施策の方向性	若者が矢祭町に残れる・矢祭町に帰れるまちづくりを推進します。
施策の内容	矢祭町に住む高校生や矢祭町から離れ生活を送る大学生及び矢祭町に関わりのある大学生と町内において地域活動に取り組む方々とは、Web 会議やまちづくり活動などの交流を図り一緒にまちづくりについて考え、矢祭町の良さを互いに再認識することで、移住定住の促進を図ります。

## 期待される役割

### 行政の役割

- 地域おこし協力隊員の受入れ体制の整備を推進します。
- 移住及び定住の促進を図ります。

### 町民の役割

- 地域おこし協力隊員受入れに対する理解・協力を深めます。
- 町内への移住及び定住を図ります。

---

---

## 資料編

---

---

### ○矢祭町総合計画審議会条例

(昭和 60 年 6 月 15 日条例第 19 号)

改正 平成 15 年 8 月 1 日条例第 17 号 平成 17 年 3 月 28 日条例第 10 号  
平成 19 年 6 月 11 日条例第 13 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき矢祭町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ矢祭町の総合計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は委員 30 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他必要と認める者のうちから町長が任命する。

3 委員は、当該諮問に係る当該事案の審議が終了したときは、その職を失う。

(会長・副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は会長が招集する。ただし、最初に行われる審議会は町長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、自立総務課で処理する。

(雑則)

第 7 条 この条例に定めるもののほか審議会の運営について必要な事項は町長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 矢祭町振興計画審議会条例(昭和 53 年矢祭町条例第 9 号)は、廃止する。

附 則(平成 15 年 8 月 1 日条例第 17 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 28 日条例第 10 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 6 月 11 日条例第 13 号)

この条例は、公布の日から施行する。



矢祭町総合計画審議会委員名簿

(敬称略)

	氏名	区分	職業等	備考
1	片野 恵仁	町民代表	金沢地域里山づくり実行委員会・事務局	
2	菊池 克明	町民代表	矢祭小学校PTA会長	
3	菊池 茂子	町民代表	出会いアドバイザー	
4	小松 淳子	町民代表	主任児童委員・中学校支援員	
5	佐藤 芳則	町民代表	景観まちづくり会事務局長	
6	高澤 雅史	町民代表	矢祭中学校PTA会長	
7	深谷 良太郎	町民代表	体育協会長	
8	本多 春子	町民代表	スポーツ推進委員委員長	
9	藤井 美子	町民代表	女性代表	
10	丸山 美佳子	町民代表	女性代表	
11	檜山 利男	学識経験者	消防団長	
12	藤田 玄夫	学識経験者	議会議長	
13	緑川 裕之	学識経験者	議会副議長	
14	鈴木 秀典	産業（農業）	認定農業者	
15	滑川 裕之	産業（農業）	認定農業者	
16	増子 拓也	産業（農業）	青年等就農計画認定者	
17	増子 正代	産業（六次化）	認定農業者	
18	小泉 美峰	産業（林業）	奥久慈流域林業活性化センター・事務局長	
19	鈴木 創一	産業（運輸）	矢祭観光タクシー代表	
20	佐川 泉	産業（漁業）	久慈川第一漁協組合長	
21	藤田 清	産業（商業団体）	商工会会長	
22	布川 孝光	産業（商業団体）	商工会青年部長	
23	飯村 恵子	産業（商業団体）	商工会女性部長	
24	宗田 浩一	産業（商業）	東館元気118通り商店会長	
25	佐川 幸信	教育関係者	教育長職務代理者	
26	金澤 博信	経済関係者	税理士	
27	菊池 正典	報道機関	夕刊矢祭新聞社	
28	佐川 喜則	町民代表	公募	
29	金澤 理夫	町民代表	公募	
30	長谷川 修司	町民代表	公募	

## 諮問書

2矢自第 578号  
令和2年11月9日

矢祭町総合計画審議会会長 様

矢祭町長 佐川 正一郎



矢祭町第6次総合計画について（諮問）

### 記

#### 1 諮問内容

- ・矢祭町第6次総合計画について

#### 2 諮問理由

本町では、平成28年度から令和2年度までを計画期間とする矢祭町第5次総合計画を策定し、「人が輝き まちが輝き 明日に輝く やまつり町」の実現を目指し行政課題に取り組んで参りました。

この矢祭町第5次総合計画の計画期間が、令和2年度をもって終了することから、矢祭町が目指すべき将来のまちの姿やまちづくりの基本方針を明らかにするとともに、社会情勢の変化等を的確にとらえた新たなまちづくりを推進していくための指針となる新たな矢祭町第6次総合計画について、諮問します。

## 答申書

令和3年1月28日

矢祭町長 佐川 正一郎 様

矢祭町総合計画審議会会長 深谷 良太郎



### 第6次矢祭町総合計画について（答申）

令和2年11月9日付け2矢自第578号で諮問のありましたこのことについて、当審議会において慎重に審議を行った結果、「第6次矢祭町総合計画（案）」は令和3年度から令和7年度を計画期間とする次期総合計画として適当であると認めます。

現在も感染拡大が続いている新型コロナウイルス感染症により、私たちの日常は一変し、価値観や社会の在り方にも大きな変化をもたらしました。

矢祭町においては、このような大きな社会の変化、更にはコロナ禍後の社会の変化を見据え、新たな発想と柔軟な対応で町民の安全で安心な暮らしを守り、各種施策の推進に積極的に取り組まれることを期待します。

また、総合計画の推進に当たっては、計画の趣旨や内容を町民と共有し、町民や各種団体など多様な主体と協働して、矢祭町の将来像「まちが好き 共に生きて 笑顔あふれる やまつきまち」の実現に向け、全力で取り組んでいただくことを要望します。

## ○第6次矢祭町総合計画策定要綱

(平成22年4月1日訓令第19号)

改正 平成27年6月4日告示第9号令和2年4月6日訓令第3号

(趣旨)

第1条 この要綱は、矢祭町が自治基本条例に定める郷土づくりの基本方向に沿って、町の将来の姿を明らかにし、これを総合的かつ計画的に実現するための指針となる矢祭町総合計画の策定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この計画は、基本構想、基本計画及び実施計画の3段階に区分して策定する。

(1) 基本構想

基本構想は、地域の特性を生かし、創意に満ちた矢祭町の将来の姿及びこれを達成するために必要な施策の大綱を示すものとする。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想で示した施策の大綱に基づく基本的方針を体系的にまとめたもので、本町の現状と課題を明らかにし、施策の展開方向を示すものとする。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画の実現を図る具体的施策の中で、特に重点的に取り組む必要性が高い施策を定めるものとし、予算編成の指針を示すものとする。

(計画期間)

第3条 この総合計画の基本構想及び基本計画の計画期間は令和3年度から令和7年度までの5ヵ年とする。ただし、計画期間中に社会経済情勢の急激な変化があった場合については、弾力的に対応していくものとする。

(策定体制)

第4条 総合計画の策定事務を円滑に推進するため、要綱により庁内体制を次のとおり整える。

(1) 総合計画策定委員会

(2) 総合計画策定委員会専門部会

(住民参加)

第5条 総合計画策定に当たっては、町民のニーズを的確に把握するとともに、その意見を十分に反映させた計画づくりを進めるため、次のような方策により住民参加を図る。

(1) 町民意識調査(アンケート)

(2) その他

(庶務)

第6条 総合計画策定に関する庶務は、自立総務課で処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、総合計画の策定に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公表の日から施行する。  
(第3次矢祭町総合計画策定要綱の廃止)
- 2 第3次矢祭町総合計画策定要綱(平成16年8月18日訓令第17号)は廃止する。

附 則(平成27年6月4日告示第9号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(令和2年4月6日訓令第3号)

この要綱は、公表の日から施行する。

矢祭町総合計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

	氏名	役職	備考
1	大串 肇	副町長	委員長
2	片野 宗和	教育長	副委員長
3	鈴木 直人	自立総務課長	副委員長
4	大森 秀一	町民福祉課長	
5	古市 賢	事業課長	
6	高橋 竜一	教育課長	
7	菊池 基之	会計管理者	
8	増子 智巳	議会事務局長	

矢祭町第6次総合計画策定における審議経過

会議名	開催期日等	主な内容
中学生アンケート調査	令和2年6月12日 ～令和2年6月30日	
町民アンケート調査	令和2年7月1日 ～令和2年7月31日	
現計画事業評価及び次期計画事業企画調書の作成依頼	令和2年7月21日	
現計画事業評価及び次期計画事業企画調書のヒアリング	令和2年10月1日 令和2年10月8日 令和2年10月9日	
第1回総合計画策定委員会	令和2年10月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合計画策定委員会の組織について</li> <li>・第6次総合計画策定要綱について</li> <li>・策定スケジュールについて</li> <li>・第5次総合計画見直し計画事業評価の説明</li> <li>・第6次総合計画継続、新規事業の検討</li> <li>・アンケート調査報告</li> </ul>
第1回総合計画審議会	令和2年11月9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱状交付</li> <li>・第6次総合計画 諮問</li> <li>・第5次総合計画見直し計画事業評価の説明</li> <li>・第6次総合計画継続、新規事業の審議</li> <li>・アンケート調査報告</li> </ul>
第2回総合計画策定委員会	令和2年11月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第6次総合計画（素案）の検討</li> </ul>
キャッチコピー提案依頼	令和2年11月26日	審議会委員及び職員
第2回総合計画審議会	令和2年12月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第6次総合計画（素案）の審議</li> </ul>
第3回総合計画策定委員会	令和2年12月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第6次総合計画（素案）修正版の検討</li> </ul>
町議会議員全員協議会	令和3年1月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第6次総合計画（素案）修正版の説明</li> </ul>
第3回総合計画審議会	令和3年1月12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第6次総合計画（素案）修正版の審議</li> <li>・キャッチコピーの選考</li> </ul>
第4回総合計画策定委員会	令和3年1月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第6次総合計画（案）の検討</li> </ul>
第4回総合計画審議会	令和3年1月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第6次総合計画（案）の審議</li> <li>・第6次総合計画 答申</li> </ul>
臨時議会	令和3年2月12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第6次総合計画</li> </ul>





まちが好き 共に生きて 笑顔あふれる やまつりまち

## 第6次 矢祭町総合計画

発行年月 令和3年2月

発行 福島県矢祭町

〒963-5192 福島県東白川郡矢祭町大字東館字館本 66

TEL : 0247-46-3131

FAX : 0247-46-3155

